

令和8年小牧市議会第3回定例会会議録

① 令和8年9月2日第3回市議会定例会（第2日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 清水隆宏	2 木村哲也
3 猪飼健治	4 黒木明
5 伊藤皇士郎	6 大上利幸
7 阿部哲己	8 余語智
9 佐藤早苗	10 山田美代子
11 安江美代子	12 谷田貝将典
13 諸岡英実	14 河内光
15 永井孝典	16 佐藤悟
17 鈴木裕士	18 星熊伸作
19 加藤晶子	20 小川真由美
21 小沢国大	22 石田知早人
23 河内伸一	24 小島倫明
25 舟橋秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	天野正基	副市長	笹原浩史
副市長	石川徹	教育長	中川宣芳
選挙管理委員会委員長	長尾英俊	市長公室長	駒瀬勝利
総務部長	長尾正人	地域活性化営業部長	落合健一
市民生活部長	小川真治	健康生きがい支え合い推進部長	永井政栄
福祉部長	江口幸全	こども未来部長	川尻卓哉
建設部長	堀場武	都市政策部長	舟橋朋昭
上下水道部長	三品克二	市民病院事務局長	竹田孝一
教育部長	矢本博士	監査委員事務局長	堀田幸子
消防長	高橋直人	市長公室次長	舟橋知生
総務部次長	古澤健一	地域活性化営業部次長	伊藤加代子

市民生活部次長 堀 田 正 二
福祉部次長 山 本 格 史
建設部次長 矢 澤 浩 司
上下水道部次長 長 坂 裕
教育部次長 長谷川 隆 司
副 消 防 長 梅 田 俊 之

健康生きがい支え合い推進部次長 高 木 晶 子
こども未来部次長 野 田 弘
都市政策部次長 川 島 充 裕
市民病院事務局次長 佐久間 修
会 計 管 理 者 河 村 昌 二

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 小 川 正 夫
書 記 舟 橋 紀 浩

議 事 課 長 松 宮 克 哉
書 記 伊 藤 愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

諸般の報告

1 説明員出席要求者の報告

一般質問

1 個人通告質問

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は25名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「諸般の報告」について、今定例会の説明員として新たに選挙管理委員会委員長に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、御報告申し上げます。

日程第2、「一般質問」に入ります。

個人通告質問を行います。通告順に発言を許します。

○9番（加藤晶子）

皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております項目2点について、質問させていただきます。

質問項目1、選挙のバリアフリーの推進について。

本日はお忙しい中、長尾選挙管理委員会委員長の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

ざいます。どうかよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。

選挙におけるバリアフリーとは、障がいのある方が投票に至るプロセスでの社会的障壁を取り除き、平等に選挙権を行使できるよう環境を整備する取組です。本市においても、投票所の段差解消や車椅子対応記載台の設置、筆談やコミュニケーションボードの準備など、これまで様々な配慮が行われてきました。

しかし、こうした支援制度やツールの存在が、必要な方々に十分に届いているかについては検証が必要です。あらかじめ希望する配慮事項を記入して渡すことで、スムーズに意向を伝えられる投票支援カードや代理記入といったサポート機能は、大変有効であります。その存在自体を知らない市民の方々がまだ多くいらっしゃいます。

実際、小牧市障害者団体連絡会が中心となって実施をされたアンケート調査の結果を見ますと、投票支援カードや補助具の普及・周知不足、サポートの声かけの必要性、さらには投票所への移動支援を望む声など、当事者の皆様からの切実な御意見が寄せられています。

2024年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業所における合理的配慮の提供が義務化された今、行政である本市にはこれまで以上に質の高い率先した対応が求められていると考えます。誰もが安心して1票を行使できる環境を整えることは、共生社会の実現に向けた重要な一歩になると考えます。

そこで、次の2点について伺います。

(1) 選挙のバリアフリーに対する取組について。

ア、代理投票の状況についてお尋ねします。

イ、投票支援カードの活用状況についてお尋ねします。

(2) 投票支援に関する分かりやすい情報提供について。

市のホームページにおいて、以前は選挙のたびに投票支援に関する情報を掲載していましたが、現在は常設していただいております。まずは、この御対応に感謝申し上げます。

一方で、現在の掲載内容は文字中心の説明となっており、一目瞭然とは言い難い状況です。例えば、写真やイラストなどを活用することで、支援が必要な方やその御家族にとってもより視覚的に理解しやすい情報提供が行えるのではないかと考えます。つきましては、市のホームページにおいて、より分かりやすい情報提供を行うことについて、見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 1 について、答弁を求めます。

○総務部次長（古澤健一）

質問項目 1、選挙のバリアフリーの推進について。

（１）の選挙のバリアフリーに対する取組について、まずアの代理投票の状況についてであります。代理投票は病気やけがなどの事情により投票用紙に文字を書くことができない方に代わり、投票所の係員が御本人の指示どおりに代筆をすることができる制度です。

代理投票制度の利用状況であります。最近の国政選挙で申し上げますと、令和 7 年の参議院議員通常選挙では 79 人、令和 8 年の衆議院議員総選挙では 89 人の方が利用されております。

次に、イの投票支援カードの活用状況についてであります。投票支援カードは、投票所において口頭による支援の申出が困難な方や、申し出ることが苦手な方が、希望する支援内容をカードに記して投票所の従事者に伝えることができるものです。

本市においては、現在期日前投票所において試行的に実施しており、令和 7 年の参議院議員通常選挙では 5 件、令和 8 年の衆議院議員総選挙では 6 件の利用がありました。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、（２）投票支援に関する分かりやすい情報提供について。

ホームページに投票支援に関する情報を常設しているが、写真やイラスト等を活用し、分かりやすい情報提供を行うことについてのお尋ねであります。

令和 6 年度までは、選挙が行われるときに市のホームページに支援の内容を載せておりましたが、令和 7 年度からは、選挙が行われていないときにおいても投票時における支援が常時分かるように掲載したところであります。

現在の掲載内容は文字のみであり、加藤議員の御指摘のとおり、見やすさの点では改善が必要であると考えておりますので、支援を必要とする方々の御意見もお聞きしながら、イラストや写真などを効果的に活用し、視覚的に理解しやすいものとなるよう改善に努めてまいります。

以上であります。

○ 9 番（加藤晶子）

御答弁ありがとうございました。

（１）のバリアフリーに対する取組の中で、代理投票の状況でございますけれども、数字上は一定の利用があるのがよく分かりました。ただ、御自身で書くことができないために、やはり投票自体を諦めている方、そうした方もいらっしゃいますので、代

理投票に対するニーズというのはもっと潜在的にはあるのかなというふうに思っております。ぜひ、必要な方に届くように、さらなる周知徹底をお願いしたいと思います。

この投票支援カードの活用状況でございますけれども、現在期日前投票で試行的に実施されているということでした。利用件数も非常に少ないのが現状です。しかしながら、この投票支援カードは選挙バリアフリーを推進する上では、やはり欠かせないツールではないかというふうに考えております。

そこで、再質問をさせていただきたいと思うんですけれども、投票支援カードを選挙当日にも広げていくお考えはないでしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（長尾正人）

投票支援カードの利用件数は、先ほどお答えいたしましたとおりであり、多い状況とは言えませんが、現在、障がい者の関係団体と投票支援の在り方について協議をする中で、支援の仕組みの一つとして必要であるという御意見もいただいております、選挙当日にも利用を広げていけるよう運用方法を検討してまいります。

また、投票支援カードにつきましては、市のホームページへ掲載するとともに、選挙が行われる際には、市公式LINE等を活用し周知を図ってまいります。

以上であります。

○9番（加藤晶子）

今、選挙当日への拡大を検討していただいているということと、また投票支援カードも、今までは市のホームページからは出されなかったわけですが、掲載もしていただくことも検討していただいているということで、前向きな御答弁をいただいたと捉えております。

もう1点、重ねてちょっと気になることがありますのでお伺いします。

投票支援カードを当日に拡充した場合なんですけれども、やはり当日に支援を求める方というのは増えることも予想されると思うんですね。その場合なんですけれども、支援に関するグッズですね。人的な配置も含めてかなとは思ってるんですけれども、支援に関するグッズを当日全ての会場にそろえるというのは、ちょっと大変というか困難かなというものも考えられると思うんですけど、そのように推察しております。スムーズな対応をするためには、事前に御相談いただけるようにすることも必要ではないかなというふうにも思っているところです。こうした懸念を踏まえた上で、少しでも寄り添った支援を行うために、市としてはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（長尾正人）

現在、本市では期日前投票所、選挙当日の全ての投票所において、車椅子用記載台、

点字器、投票用紙記入補助具、老眼鏡、投票用紙が滑らないようにする文鎮、イラストや文を示すことで自分の意思を伝えることができるコミュニケーションボードなど、投票支援に関するものを配備しております。

そのほかでも、全ての投票所に配備できないものもありますが、御相談いただければ必要な物品を御用意したり、投票所の職員が対応を工夫するなど、寄り添った支援をしていきたいと考えております。

以上であります。

○9番（加藤晶子）

ありがとうございます。事前の情報発信や相談体制を整えていただくことで、当日のスムーズな運営と手厚い支援の両立が可能になるのではないかなというふうに期待しております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

あわせて、選挙のバリアフリーとして1点要望がございます。以前、同じ会派の星熊議員から提案がありました、投票所入場券への音声コードの記載なんですけれども、現在要望や問合せのあった方には封書に音声コードを添付して入場券を発送していると、そのようにしているということで、これもトライアルなのかなというふうには思ったんですけれども、この制度自体を知らない方もまだまだ多くいらっしゃいます。

例えば、小牧視覚障害者の会など、こうした関係団体、必要と思われる関係団体の方には、せめてしっかりと周知をしていただいて、希望者が漏れなく利用できるように御配慮をお願いしたいと思います。これは要望とさせていただきます。

続きまして、（2）でありますけれども、前向きな御答弁をいただきありがとうございます。本当にイラスト、写真なんかも目で訴えて、こういう支援があるというのが一目瞭然で分かる。他市町でホームページで私もいろいろ調べて拝見したものですから、今回質問させていただきました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

また、これに関して1点再質させていただきます。

本市では、現在障がいをお持ちの方への投票支援として、小牧市障害者団体連絡会との協働事業を展開されていらっしゃいます。今回、視覚障がいのある方向けに作成された投票支援動画。通信を見て私も拝見させていただきましたけども、市のホームページにも掲載をされています。とてもこの動画が分かりやすく、またこうしたすばらしい取組をされているんだなというのを実感いたしました。

そこで、再質をさせていただきます。この協働事業について、今後の計画、もしくは展開についてお尋ねをいたします。

○総務部長（長尾正人）

今後の協働による取組につきましては、令和9年度末までに視覚障がい以外の方へ

の投票支援について、動画の作成や投票の体験会の実施を検討しているところであり
ます。取組に当たっては、関係団体と十分協議し、皆さんに分かりやすく伝えられる
よう努めてまいります。

以上であります。

〇9番（加藤晶子）

ありがとうございました。こうした取組を通じて、情報格差の解消や合理的配慮が
一段と進むことを期待しております。作成された動画は、ぜひ選挙事務に携わる職員
の研修などで御活用していただくとか、皆さんに見ていただけるようにしていただい
て、当日の適切な対応へとつなげていただけるとありがたいと思います。

最後に、障がいをお持ちの方々が、公平、迅速に情報を入手し、安心して1票を投
じられる環境整備が進むことを期待して、質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2に入らせていただきます。

大規模災害への備えについてです。

本年7月28日、熊本県を中心とする最大震度7の大きな地震が発生しました。また、
先月は千葉県をはじめ、全国各地での線状降水帯による豪雨被害、さらには海外に目
を向けますと、ネパール、中国国境地帯での大規模な土石流など、国内外で甚大な災
害が相次いでおります。

お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に
心よりお見舞いを申し上げます。また、酷暑の中、現地で救助や復旧活動に尽力され
ている関係者の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

私たちの住むこの東海地方においても、南海トラフ巨大地震の発生が懸念をされて
おり、いつ同様の自然災害に見舞われてもおかしくない状況です。日頃からの備えの
重要性は増すばかりでございます。大規模災害が発生した際、自治体職員の皆様御自
身も被災者となり、町内は深刻な人手不足に陥ることが想定されます。

被災された住民の皆様を待たせることなく、一日も早い生活再建を進める鍵は外部
からの応援職員をすぐに受け入れて動かす体制、いわゆる受援体制の構築であると考
えます。10年前の平成28年4月に発生した前回の熊本地震では、民間団体などからの
短期派遣が1万4,000人以上に及んだとされていますが、当時は受援体制が十分に整
備されていなかったことから、混乱も見られたと伺っております。

国においても、平成29年3月に内閣府から地方公共団体の災害時受援体制に関する
ガイドラインが出され、災害時の受援体制をあらかじめ整備しておくべきとの考え方
が示されております。

近年、本市も含め、多くの地方公共団体において他自治体や多くの民間事業者との

災害協定が進んできております。災害時にこうした応援体制を最大限に生かしていくためには、受援側の事前準備が何より大切になると思います。避難所運営や罹災証明書の発行、被災建築物応急危険度判定など、平時からどの業務に何人の不足が生じるかを自治体自身で試算をし、即座に応援を要請、配置できる仕組みを整えることが今求められていると考えます。

そこで、本市における取組状況についてお伺いいたします。

(1) 災害時受援計画について。

ア、想定している人的支援の内容についてお尋ねします。

イ、他自治体や関係機関へ人的応援を要請する判断基準についてお尋ねします。

ウ、これまでに実施してきた受援訓練の状況についてお尋ねします。

エ、大規模災害発生時、避難所運営、罹災証明書発行、被災建築物応急危険度判定など、多くの業務が発生すると思いますが、最大で何人程度の応援が必要になると見込んでいるかお尋ねをいたします。

オ、熊本地震や能登半島地震などの教訓を踏まえ、本市の受援計画における人的支援の課題認識についてお尋ねをいたします。

(2) 災害ボランティアの受入れについて。

地方公共団体の災害時受援体制に関するガイドラインでは、平時より被災地で活発な活動を行うボランティア団体などとの連携を検討しておくべきとの考えが示され、ボランティア団体が被災地方公共団体や応援地方公共団体と情報共有する場の設置が、円滑な被災者支援の実現のためには必要不可欠であるとされています。

そこで、本市における現状について伺います。災害時に開設される災害ボランティア支援センターとの連携体制はどのようになっているかお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○市民生活部長（小川真治）

質問項目2、大規模災害への備えについて。

(1) 災害時受援計画について。ア、想定している人的支援の内容についてであります。本市は、令和3年4月に小牧市災害時受援計画（以下、受援計画と申し上げます。）を策定し、大規模災害発生時に外部からの人的支援を円滑に受け入れるための体制を定めております。

本受援計画では、全国の自治体から派遣される応援職員について、罹災証明書の発行や避難所運営などの行政事務や、被災者支援に従事していただくこととしておりま

す。

また、自衛隊からは人命救助に加え、給水や物資供給などの生活支援、道路啓開といった大規模な支援活動、緊急消防援助隊からは人命救助、救急活動及び消火活動の支援を受けることとしております。

さらに、警察災害派遣隊には、治安維持や交通規制、行方不明者の捜索に関する支援を受けるほか、DMATなどの医療チームには医療救護活動に関する支援を受けることとしております。

このほか、ボランティアによる被災住宅の清掃や災害ごみの搬出などの支援についても受け入れることとしております。加えて、災害協定を締結している団体などからは、物資の供給や輸送、燃料の確保、施設や設備の応急復旧など、それぞれの専門性を生かした支援を受けることとしております。

このように、本市では行政機関、自衛隊、消防、警察、医療機関、ボランティア及び災害協定締結団体など、多様な主体からの人的支援を想定しており、受援計画に基づき円滑な受入れを行うこととしております。

続きまして、イ、他自治体や関係機関へ人的応援を要請する判断基準についてであります。

本市の受援計画では、市内で震度5強以上の地震、またはこれに相当する災害が発生し、災害対策本部長が受援を必要と判断した場合に、他自治体や関係機関などへ応援を要請することとしております。

なお、人命救助や被害の拡大防止など、初動対応においては早期の応援要請が極めて重要であるため、被害の全容が把握できていない段階であっても、市民の生命、身体及び財産を守るため、ちゅうちょすることなく関係機関等へ応援要請を行うこととしております。

一方、罹災証明書の発行、避難所運営、物資輸送などの業務支援につきましては、被害状況や今後の業務量の見通しを踏まえ、必要な人員数や支援内容を整理した上で応援要請を行うこととしております。

続きまして、ウ、これまでの受援訓練の実施状況についてであります。

本市では、令和2年度及び令和3年度に応援要請及び受援体制の確立を主なテーマとした地震対策図上訓練を実施しております。令和2年度の訓練では、大規模災害発生時における応援職員の受入れや、配置調整に係る課題の洗い出しを行い、その結果を踏まえ、令和3年4月に受援計画を策定しております。

また、令和3年度には策定した受援計画の実効性を検証するため、応援要請から応援職員の受入れまでの手順や役割分担などを確認する図上訓練を実施したところであ

ります。

本市といたしましては、本年度、防災アセスメント調査を実施し、地震や風水害に関する被害想定の見直しを行う予定としておりますので、その結果を踏まえ、改めて受援計画の検証、見直しを行うとともに、訓練を通じて受援体制のさらなる実効性向上に努めていく考えであります。

続きまして、エ、大規模災害発生時、多くの業務が発生する中での応援必要人員についてであります。

大規模災害時に応援要請する消防、警察、自衛隊の派遣部隊やDMA Tなどの医療チーム、ボランティア、応急給水や上下水道施設の応急復旧に従事する人員につきましては、被害状況や各機関の活動計画によって人数が変動するため、あらかじめ人数を見込むことが困難であります。このため、以下で申し上げる必要人員は、本市が受援計画策定の検討において積算した応援職員数でありますので、その内容についてお答えをさせていただきます。

令和2年度及び令和3年度に実施をした受援に関する図上訓練において、災害対応業務ごとに必要人員の積算及び検証を行った結果、本市における最大規模の地震被害想定である想定濃尾地震（最大震度6強）が発生した場合、本市職員のみで対応することは困難であり、ピーク時には1日当たり最大449人の応援職員が必要になると見込んでおります。

その内訳は、指定一般避難所及び指定福祉避難所の運営支援が193人、被害認定調査及び罹災証明書発行業務等が152人、救援物資の管理・輸送業務が104人となっております。なお、この必要人員は被害想定に基づいて算出したものであり、実際の災害時には被害の状況や職員の参集状況等に応じて変動するものと考えております。

続きまして、オ、本市の受援計画における人的支援の課題認識についてであります。

平成28年熊本地震では、応援職員の受入れ手続や配置調整、役割分担、業務の引継ぎなどに関する課題が見られました。また、能登半島地震では、被災者支援をはじめとする災害対応を迅速に進めるため、多数の応援職員を発災直後から確保することに加え、執務環境や宿泊場所の確保など、活動環境の整備に関する課題が改めて認識されたところであります。

本市におきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、本市最大の地震被害想定において、1日当たり最大449人の応援職員が必要になると見込んでおります。しかしながら、熊本地震や能登半島地震における受援の状況を踏まえ、大規模災害時には人的支援を必要とする地域が広範囲に及ぶことも想定されるため、必要と見込む人数の応援職員を確保できるとは限りません。

このため、本市の受援における人的支援の課題は、応援職員の受入れや配置調整、業務の引継ぎなどを円滑に調整すること。発災直後から受援体制を迅速に立ち上げること。応援職員の執務スペースや宿泊施設等の活動環境を確保すること。さらには、必要と見込まれる応援職員数と実際に確保できる人的支援とのギャップを踏まえ、限られた人的支援を効果的かつ効率的に活用することがあると認識しております。

本市といたしましては、本年度実施を予定しております防災アセスメント調査の結果も踏まえながら、必要な人的支援の規模について検証を進めるとともに、限られた人的支援を円滑かつ効果的に活用できるよう、受援体制の運用能力向上に努めてまいります。

私からは以上となります。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、（２）災害ボランティアの受入れについて。

災害ボランティア支援センターとの連携体制についてであります。災害ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティア支援センターについては、小牧市地域防災計画に基づき、市と市社会福祉協議会が連携して開設するもので、市と市社会福祉協議会が災害時におけるボランティア活動に関する協定書を締結し、この協定に基づいて連携を図っております。

災害が発生した際の連携体制については、まず市災害対策本部が一般ボランティアの受入れが必要か判断し、受入れが必要と判断した場合、市社会福祉協議会に対し災害ボランティア支援センターの設置を要請します。あわせて、災害ボランティアの調整役となるコーディネーターの派遣についても要請をします。

これを受けて、市社会福祉協議会が市民会館、市公民館に災害ボランティア支援センターを開設し、小牧災害ボランティアネットの会や小牧防災リーダー会をはじめとした関係団体と協力・連携しながら、一般ボランティアの募集、受入れ体制を整備するという流れで対応することとしております。

災害ボランティア支援センターには、市社会福祉協議会の職員のほか、市職員も配置し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供などの支援を行うこととしております。

また、運営に当たってはボランティアを幅広く受け入れるために、県に設置される広域ボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組むこととしております。

平時においては、小牧災害ボランティアネットの会などの関係団体の協力を得ながら、災害ボランティアコーディネーターの人材育成や立ち上げ訓練などに取り組み、

災害時に迅速かつ効率的にボランティア活動が展開できるよう努めているところであります。

以上であります。

○9 番（加藤晶子）

詳しく御答弁をいただきありがとうございました。

まず、（１）の災害時受援計画のＡでありますけれども、内容について伺いました。全国では、今自治体の策定率というのが約７割と伺っているんですけれども、本市は早い段階から計画策定に取り組んでいただいていることが分かりました。

また、行政機関だけではなく、自衛隊、消防、警察、医療機関、ボランティア、協定締結団体など、多角的な支援体制で考えていただいていること。さらには、イの判断基準も伺って、災害対策本部長、市長になるかと思えますけれども、迅速な判断のもと早期に応援要請を行う方向であることも非常に心強く感じた次第です。ありがとうございました。

ウでありますけれども、受援訓練が今回初めて実施されていたことも確認させていただきました。令和２年度と令和３年度の２回図上訓練ということで、また今後も検証・見直しをする方向であるということで、それも確認をさせていただきました。

ここで、訓練は毎年ではなかったというか、ここ数年ちょっとブランクがあるのかなというふうに思ったんですけれども、やはり訓練は積み重ねていっていただいて、一人でも多くの職員の方々に経験をしていただくことというのが必要ではないかなというふうに考えているんですけれども、そこで再質問させていただきますけれども、今後の訓練の在り方について、どのように考えているかをお尋ねいたします。

○市民生活部長（小川真治）

今後の訓練の在り方につきましては、受援体制の実効性を検証するとともに、大規模災害発生時における様々な災害対応を進める中で、外部からの応援を円滑に受入れ活用できるように、職員の対応力向上や課題の改善につなげていくことが重要であると考えております。このため、単独の受援訓練を新たに実施するのではなく、引き続き既存の地震対策図上訓練の中に、受援計画に関するプログラムを組み込んで訓練を実施してまいります。

具体的には、発災時における応援要請から応援職員の受入れ配置に至るまでの一連の流れを確認することにより、受援に関する課題を共有し、職員の対応力向上につなげてまいります。

本市といたしましては、こうした訓練を継続的に実施することにより、受援体制のさらなる実効性向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9 番（加藤晶子）

ありがとうございます。既存の地震対策図上訓練に受援計画のプログラムを組み込んだ形で実施していくという方向で、やはりそれ独自では訓練の継続性というのは難しいのかなというふうに思いましたので、非常に継続性の観点からもまた合理的な取組であるかなというふうに思います。ぜひ、実施に向けてお願いしたいと思います。

エでありますけれども、震度6強を想定してということで、濃尾地震の規模ですね。449人という具体的な数が算出をされていました。これは、やはり各業務の検証がしっかりなされている証左であるというふうに思っております。

本当にこうした事前の整理があるからこそ、いざ災害となったときに到着をされた応援職員を即座に現場へ配置できる体制につながるのではないかとというふうに捉えておりますので、また見直しをされた後も、ぜひこうした実際の体制づくりというところにつなげていただければと思っております。

オでありますけれども、課題の認識ですね。本当に様々な課題を御認識されているというふうに思いました。この課題の中で、1点再質問させていただくんですが、先ほど御答弁の中にありましたけれども、応援職員を受け入れる際の執務スペースや通信環境、また駐車場や宿泊施設などの確保。これ課題になっているんですけども、支援をやはりスムーズに受けるためには、こうした内容を整えていくことが非常に鍵となってくるのではないかと考えております。

国のガイドラインでも、初めからやはり配慮事項として掲げられておりましたし、こうした受入れ環境の整備に向けて、現在の検討状況でいいんですけれども、現在の状況、検討はどのようにされているのかをお尋ねいたします。

○市民生活部長（小川真治）

災害時において、本市を支援する応援職員や関係機関等の執務スペース、駐車場及び宿泊施設等の確保につきましては、それぞれの活動内容や活動規模を踏まえながら対応することとしております。

例えば、他の自治体から派遣される応援職員を受け入れる場合には、応援職員が従事する業務を所管する担当課が中心となり、市役所内の会議室や多目的スペース等を活用して必要な執務スペースを確保するとともに、活動に必要な駐車場についても調整することとしております。

また、宿泊場所につきましては、災害時の宿泊施設確保に関する協定等に基づき、協定事業者の協力を得ながら確保することとしております。さらに、大規模災害時には、宿泊施設等の確保が困難となる場合も想定されることから、公共施設の活用や簡

易ベッド等の資機材の活用など、状況に応じた対応を行い、応援職員が継続的に活動できる環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○9 番（加藤晶子）

ありがとうございます。できる限りの配慮、また準備を進めていらっしゃる事が確認できました。現場のニーズに即した環境整備を引き続き進めていただくよう、よろしく願いいたします。

受援計画全体を通してもう1点再質をさせていただきたいと思います。

受援計画を策定している他の自治体では、公式ホームページなどで公表しているケースが多く見られます。この本計画は、確かに職員用マニュアルではありますがけれども、市民にとっても、市がどのような体制で災害に立ち向かうのか。これを知る1つの重要な情報であるというふうに思いますし、また安心感にもつながるのではないかなというふうに感じております。

災害時受援計画を、本市においてもホームページに掲載するお考えはないかお尋ねをいたします。

○市民生活部長（小川真治）

受援計画につきましては、これまで職員初動マニュアルと同様に、主に災害時の実務に当たる関係職員向けの計画として運用してまいりました。一方で、議員御指摘のとおり、災害時における受援体制や人的支援の考え方について、市民の皆様と情報を共有し、本市の災害対応に対する理解と安心につなげていくことも重要であると認識しております。

なお、この計画に記載する応援職員の受入れ体制やスケジュールは、あらかじめ想定した一つの目安であり、実際には災害の規模や被災状況に応じて必要な支援を見極めながら、関係機関へ応援を要請することとなります。このため、計画内容を改めて確認し、災害対応上支障のない範囲で市ホームページによる公表を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9 番（加藤晶子）

大変前向きな御答弁をいただきありがとうございます。全部というよりは、やはりそうした災害対応上、支障のないところで結構ですので、ぜひお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、（2）の災害ボランティアの受入れについてですけれども、ただいまの御答弁で、立ち上げの流れというのがよく分かりました。また、設置会場は市民会

館、市の公民館に変更されていたことで、駐車場をはじめ十分なスペースが確保されるようになったというふうに考えております。

この中で、全体の御答弁の中であったことの中で、2点質問したいことがあるんですけど、まず1点目。ボランティアの調整役となるコーディネーターのお話、御答弁がございました。このコーディネーターの人材育成に取り組まれているというふうにありましたけれども、これまでも養成講座などが開催されてきたかと思います。改めて、その内容についてお尋ねいたします。

○福祉部長（江口幸全）

災害ボランティアコーディネーター養成講座は、大規模災害の発生時に多くのボランティアの受入れや、それぞれの活動場所への派遣調整を迅速かつきめ細やかに展開する体制を確保するための人材を養成することを目的として、市社会福祉協議会が主催して実施しているもので、平成9年度以降毎年開催をしております。

講座の内容は、座学のほか、テントの組立てやロープワーク、炊き出し訓練やAED講習などを2日間にわたり行います。毎年15名程度の参加があり、講座を修了された方については、災害ボランティアコーディネーターとして災害ボランティア支援センターの運営に御協力いただけるよう努めております。

以上であります。

○9番（加藤晶子）

ありがとうございます。平成9年度から開催をされていたということで、これまで多くの人材を地域に輩出してこられたことと思います。発災時には、こうした方々のお力をお借りして、現場での調整役として御活躍を御期待申し上げます。

もう1点再質をさせていただきたいんですけれども、災害ボランティア支援センターの立ち上げ訓練の実施状況についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（江口幸全）

災害ボランティア支援センターの立ち上げ訓練につきましては、災害時に迅速かつ的確に開設運営ができる体制づくりを図ることを目的として、市社会福祉協議会が主体となって、小牧災害ボランティアネットの会の協力を得て毎年実施をしております。

訓練の内容は、市や市社会福祉協議会の職員のほか、小牧災害ボランティアネットの会、小牧防災リーダー会や災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者が参加し、災害ボランティア支援センターの開設、ボランティアの受入れから派遣までの流れを確認するなど、実践的なものとなっております。

令和6年度までは、ふれあいセンターを中心に訓練を実施しておりましたが、開設場所を市民会館、市公民館に移したことから、昨年度は開設時の役割に応じた配置や、

部屋割りなどのシミュレーションに重点を置いた訓練を行いました。

本年度も、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討しているところであります。

以上であります。

○9番（加藤晶子）

ありがとうございました。昨年度から、実際の開設場所となる市民会館、市公民館を会場として訓練を行っているということが分かりました。やはり、現場における訓練を重ねることは、万が一の際の実践力の向上につながるものと考えております。

大災害、大規模災害が発生した際には、全国から駆けつけるボランティアの存在は、被災された市民の皆様の生活再建や、さらには心の支えにおいて欠かせない力となるものと思っております。

最後に、今後も実践的な訓練などを通じて、連携体制を強化し、いざというときに円滑に機能する助け合いの仕組みをしっかりと築いていただくことを期待をいたしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、星熊伸作議員。

○18番（星熊伸作）

皆様おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります質問項目2件について、質問をさせていただきます。

それでは、質問項目1、膵臓がんの対策について。

（1）膵臓がんの早期発見について。

医療体制が充実し、がん患者全体の生存率は改善していますが、まだ厳しい状況にあるのが膵臓がんです。そうした中、広島県尾道市では地元医師会と中核病院が連携した早期発見の取組で、全国平均の2倍となる生存率向上を記録。尾道方式として全国に広がっています。

人口約13万人の尾道市は、この地で市医師会と中核病院が連携し、膵がん早期診断プロジェクトを始めたのは2007年でありました。具体的には、次のような仕組みが3つあります。

1として、膵臓がんの家族歴や糖尿病など危険因子を複数持つ人を対象に、地域のクリニックで腹部エコー（超音波）検査や血液検査などを行い、僅かでも疑わしい人がいれば精密検査ができる中核病院に紹介する。中でも、腹部エコーはその重要性から特定健診受診者のがん検診に際し、安価な価格でオプションでの利用可能となっています。

2として、中核病院では通院で行えるCTやMRI、EUS（超音波内視鏡）などを実施。さらに、検査が必要とされたら入院して精密検査を行っています。

3として、膵臓がんと診断された場合は適切な治療を行い、経過観察でも地元クリニックと中核病院で連携しながら追跡するのがあります。

そのほかにも、患者さんとその御家族を対象にお話ができる膵がん教室を開きサポートしております。地域ぐるみで膵臓がんを見逃さない取組を続けた結果、ステージゼロ、1での診断率が22.1%と、尾道方式開始前の4倍に増加。早期治療につながったことで、最新の5年生存率は20.7%と全国平均の2倍に伸びました。

もともと尾道市は、高齢者が住み慣れた場所で自分らしい暮らしを続けられる地域包括ケアシステムの先進地であり、地域での終末期医療に力を注いできました。その結果、なすすべなく膵臓がん患者をみとる悔しさを多くの開業医が共有してきました。

どうにか膵臓がんで亡くなる人を減らせないか。当時の医師会長が相談したのが、地域の中核病院の一つであるJA尾道総合病院の医師で、大学医局時代に膵臓がんの研究をしていた花田敬士氏でありました。ここから尾道方式が編み出されてきました。

尾道方式は、広島県が2022年から県内全域に展開したほか、全国50か所以上に広がりました。例えば、大阪市北部エリアでは、2013年から6医師会と5中核施設の地域連携がスタートし、5年生存率が8.3%から18.4%へと向上しています。早期発見は患者の命を救うだけでなく、医療費も抑制できます。患者が社会復帰して元気に働けるようになることで、労働力の維持につながります。

膵臓がんの罹患者死亡者数は年々増加しています。統計では、年間で2021年データですと4万6,000人が罹患し、2023年データでは約4万人の命が奪われています。胃がんを抜いてがん部位別死因の3位に浮上しました。

膵臓がんの予後の悪さは際立っており、5年生存率は男女とも約10%と、全てのがんの中で最も低いです。これは早期発見が非常に難しく、見つかったときに手術不能な状態であることが多いためです。膵臓がんの半数近くがステージ4で発見されます。理由として、痛みなど自覚症状がない上に、がんの進行が早いことが挙げられます。

早期発見が重要なのに、膵臓がんは高い精度で簡易に検査できる方法が確立しておらず、国の5大がん検診胃、肺、大腸、乳房、子宮頸部には含まれていません。そういった状況からも、膵臓がんの早期発見の検査体制の構築が重要であると考えますが、そこでお尋ねいたします。

ア、本市の状況について伺います。

イ、尾道方式のように、かかりつけ医と専門医療機関が連携した早期診断体制の必

要性について、市の見解をお伺いします。

質問項目 1 を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 1 について、答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

質問項目 1、膵臓がんの対策について。

（１）膵臓がんの早期発見について。

ア、本市の現状についてであります。

がんを早期に発見し、適切な治療につなげることは、重症化を防ぎ健康寿命の延伸につながることから、本市では国の指針に基づく 5 大がん検診をはじめ、人間ドックなどの検診事業に取り組んでおります。

一方、膵臓がんにつきましては、現時点では国の指針に基づく検診の対象外となっております。しかし、厚生労働省令和 6 年人口動態統計の概況によりますと、膵臓がんによる死亡率は、男性では肺がん、大腸がん、胃がんに次いで第 4 位。女性では、大腸がん、肺がんに次いで第 3 位となっており、年々増加傾向にある状況です。

このことから、今後は膵臓がんの早期発見に向けた取組の重要度が増すことが想定されるところではありますが、本市といたしましては、現時点では膵臓がん検診を独自には実施しないものの、国などの動向を注視しながら、医師会と連携して取り組む生活習慣病検診、いわゆる特定健診の受診勧奨などを通じて、がん全般に対する市民の皆様の健康意識の向上と早期受診の啓発に努めてまいります。

続きまして、尾道方式のようにかかりつけ医と専門の医療機関が連携した早期診断体制の必要性について、市の見解を問うとのお尋ねであります。

膵臓がんは、家族歴、糖尿病や慢性膵炎などにかかっていること、喫煙や飲酒、肥満などに起因し、発生リスクを高めることが分かっています。そのため、糖尿病の悪化や血糖値などの異常が指摘されたときは、高度な検査や専門的な診断を行う医療機関に受診するなど、適時適切な医療行動を取っていただく必要があります。

尾道方式は、地域の診療所とかかりつけ医、専門医療機関が連携しながら、膵臓がんのリスクを有する方をスクリーニングして、がん病変の早期発見につなげる取組の一つであると認識しています。

本市においては、特定健診の受診を推進しているところではありますが、検査結果と問診票から分かる膵臓がんリスクを発見し、精密検査受診へ確実につなげられるよう、関係機関との連携を一層強めるとともに、これまで培われてきた医師会や地域がん診療拠点病院などとの連携体制を踏まえながら、膵臓がんの早期診断体制について調査

研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。ありがとうございました。令和6年の膵臓がんによる死亡率は、男性が4位で女性が3位となっており、年々増加傾向にあることで早期発見に向けた取組の重要性が高まるとの御答弁でした。

本市としては、現時点では独自の膵臓がん検診を実施ししていく考えはないとのことですが、特定健診の検査結果等から、膵臓がんのリスクの疑われる方に対し特定検査受診につながることで、関係機関との連携を一層強化していくとのことでした。

今後も、医師会との連携を密にさせていただきながら、膵臓がんの早期診断体制の強化のほどよろしく願いいたします。

ここで再質問させていただきます。

愛知県膵臓がん死亡数について伺います。

○健康生きがい支え合い推進部次長（高木晶子）

愛知県衛生年報の過去3か年の数字でお答えをいたします。

令和4年が2,166人、令和5年が2,173人、令和6年が2,212人です。うち、小牧市は令和4年が35人、令和5年が38人、令和6年が38人です。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。過去3年間の数値について、愛知県のほうでは2,200前後、小牧市では35から38と、それほど大きな変化がなく推移していることが分かりました。

関連してもう一問再質問させていただきます。

地元医師会と中核病院が連携して早期発見につなげている、愛知県下で取り組んでいる地域はあるか伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

愛知県下の代表的な取組として、愛知医科大学病院、東名古屋医師会及び瀬戸旭医師会が協働で取り組む尾張東部膵がん早期診断プロジェクトが、令和4年6月から実施されております。

この取組は、愛知医科大学病院を中核医療機関として、地域のかかりつけ医と専門医療機関が連携し、リスクの高い方を早期に把握し必要な精密検査につなぐものです。

具体的には、家族歴や糖尿病などのリスクファクターをチェックリストで確認し、

罹患リスクが高いと判断された方へ、CTやMRIなどの精密検査を実施することでがんの早期発見に努め、異常が認められなかった場合でもその所見やリスクの程度に応じ、かかりつけ医と連携しながら継続的なフォローアップを行う仕組みと伺っております。

以上です。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。愛知県下では、愛知医科大学病院を中核病院機関とし、尾張東部膵がん早期診断プロジェクトが令和4年6月から実施していることが分かりました。具体的に、家族や糖尿病などのリスクファクターをチェックリストで確認し、罹患リスクが高い方だと判断された方に対して、CTやMRI等の精密検査を実施しているとのことでありました。

本市としても、こちらの事例を参考にさせていただいて、取組をできるところから積極的に取り入れていただきたいと思います。その一つとして、リスクファクターのチェックリストは、自分自身が膵臓がんになるおそれがあるのではないかと客観的に知る材料として有効な手段になると思いますが、そこでお尋ねいたします。

セルフチェックシートを導入する考えはないか、再質問させていただきます。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

先にお答えをいたしました尾張東部膵がん早期診断プロジェクトにおいては、膵臓がん早期発見の仕組みとして、リスクファクターチェックリストが作成され、かかりつけ医から愛知医科大学病院へつなぐ仕組みとして活用されていると伺っております。

自覚症状が出にくいとされる膵臓がんにおいては、初期のサインである自覚症状や発症のリスクを高める要因、危険因子を御自身で確認し、小さな変化に気づくことが重要と考えられます。

また、国や専門機関においても、がんをはじめ糖尿病の予防や生活習慣を見直すため、ウェブで簡単にできるセルフチェックが公開されております。誰にでも分かりやすく、疾病などの予防や早期発見につながるきっかけの一つとして、市といたしましても広く周知啓発するため、市ホームページからアクセスできるよう進めてまいります。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきありがとうございます。チェックリストの活用が、誰にも分かりやすい市ホームページからアクセスできるように取り組んでいくとの御答弁をいただきました。準備が整い次第、適宜更新のほどよろしく願いいたします。また、広報

こまきでも周知していただければと思います。

昨年国内の死因ランキングでは、がんを含む悪性新生物が死因全体の23.8%を占め、1位でありました。がんは昔のイメージですと、罹患したら死亡する可能性が極めて高い病気として恐れられたものです。しかし、年々医学が進歩していく中で、がんは早期に発見し、早期に適切な処置をすれば治る病気としても認識され、意識が変化してきていると感じております。

日本人の2人に1人が一生のうちに一度はがんと診断される時代で、本市としてもがん検診の推奨を積極的に取り組んでおられます。今回、膵臓がんをピックアップして取り上げさせていただきましたが、がん全体の早期発見、予防の推進を引き続きお願いしまして、質問項目1を終了させていただきます。

続いて、質問項目2、障がい者の支援について。

(1) 就労支援事業について。

一般企業で働くことが難しい障がいの方に、働く場と就職に向けた訓練の機会を提供する障がい福祉サービス就労継続支援。そのうち、A型事業所は利用者が一般就労に必要な知識や能力を高める役割があります。事業所での就労経験を通じて、ビジネスマナー、コミュニケーション能力、作業遂行能力などを身につけ、最終的には一般企業などへの就職、一般就労を目指す重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年利用者と雇用契約を結ぶA型の事業所の閉所が相次ぎ、解雇も増えております。厚生労働省によると、2024年度の障がい者の雇用者数は、前年度2,407人の約4倍で過去最多の9,312人。このうち、A型事業所での解雇は7,292人を占めました。解雇後、別のA型事業所に就職したのは1,573人。3,834人はB型事業所へ移行しております。

就労継続支援A型事業所の閉鎖や解雇が増えている最も大きな要因は、令和6年の報酬改定によって事業収益を稼ぐことに評価が集中した点であります。生産性を重視し、収益が上がらない事業所は基本報酬を大幅に減らされたにもかかわらず、事業者は最低賃金と社会保険料を上回る事業収入を毎時確保する必要があります。また、賃金や社会保険料の負担が増えたことで、事業所が求められる事業収益も高くなっています。

しかし、就労継続支援A型事業所には、精神的に不安定な方や体調不良の方など、様々な障がいや特性がある利用者が通っています。それらの方が一律に最低賃金と社会保険料を上回る事業収入を求められることが、事業の運営を困難にしています。A型事業所を解雇された障がい者の多くが、雇用契約を結ばずに働く場所を提供するB型事業所に移行し、低い工賃によりA型事業所で働いていたときよりも生活が苦しく

なっている現状もあります。

今後、より高度で単価の高く多様な仕事を提供できる環境整備が必要です。そのためには、新たなビジネスモデルの導入や職員によるスキルアップの支援体制を構築しなければなりません。例えば、利用者が専門的なスキルを身につけるための研修プログラムや、業務の多様化を図るための新しい事業の立ち上げなどが考えられます。これにより、就労継続支援A型事業所自体の収益性を高めると同時に、利用者の自立を促すことも可能となります。また、障がい者施設だから安く仕事を請け負わせるという社会的な通念を変えることも重要ですが、そこでお尋ねします。

ア、就労継続支援A型事業所の過去5年の設置状況の推移について、お伺いします。

イ、就労継続支援A型事業所の過去5年の利用者数の推移についてお伺いします。

ウ、就労継続支援A型事業所の経営環境の課題認識についてお伺いします。

エ、就労支援事業所の収益向上のための取組についてお伺いいたします。

(2) 相談支援専門員について。

相談支援専門員とは、障がいのある方やその御家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、生活上の様々な相談に応じ、必要な支援や福祉サービスにつなぐ専門職です。障がいのある方が抱える困り事は、障がい福祉サービスの利用だけに限らず、日常生活、健康、住まい、就労、教育、家族関係、社会参加など多岐にわたります。相談支援専門員は、本人や家族の話を丁寧に聞き、本人の希望や生活状況、将来の目標などを踏まえながら、どのような支援が必要なのかを一緒に考えていきます。

具体的には、障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成し、本人の希望に沿ったサービスが適切に提供されるよう、事業者や行政、医療機関、学校など、様々な関係機関との連絡・調整を行います。また、サービスの利用が始まった後も、定期的に本人の状況やサービスの利用状況を確認し、必要に応じて計画を見直します。

また、本人の意思や希望を尊重し、できる限り本人が望む生活を実現できるよう、支援することも重要です。単に必要なサービスを紹介するだけではなく、本人の声も聞き、本人とともに生活の方向性を考え、必要な支援につなげていくことが相談支援専門員の大きな役割ですが、そこでお尋ねいたします。

ア、配置状況をお伺いします。

イ、担当している利用者数についてお伺いします。

一方で、相談支援専門員が計画を作成せず、本人や家族等が自らサービス利用計画を作成するセルフプランという仕組みがあります。セルフプランは本人の意思を尊重

し、必要なサービスを迅速に利用できるというメリットがある一方で、本人や御家族だけではサービスの選択や関係機関との調整が難しい場合があり、必要な支援につながりにくくなることも懸念されます。

また、障がいのある方の中には、制度そのものを十分理解するということが難しい方や、家族の高齢化などにより家族だけで支援を担うことが困難になるケースもありますが、そこでお尋ねいたします。

ウ、本市における障がい福祉サービスのセルフプランの割合についてお伺いします。

(3) 障がいのある方の親亡き後の備えについて。

自分が亡くなった後、この子の生活はどうなるのか。こうした不安は、障がいのある子どもを持つ親の誰もが抱いております。しかし、何から手をつければよいか分からず、何も準備していない人も多いです。親亡き後の備えの本質は、これまで親が担ってきた介助や世話などの役割を信頼できる第三者や専門機関へとスムーズに移行させることです。親自身が健康で動けるうちに、1つずつ準備を進めていきます。

最も優先すべきは、住まいの確保です。子どもの障がいの程度や特性によって、住まいの選択肢は入所施設、グループホーム、自宅の3つに大きく分けられます。生活面においては、障がいの程度に応じて障害福祉サービスを組み合わせることで一人暮らしができます。

また、財産の管理も大変重要であります。親の財産が幾らあっても子どもにきちんと残せなければ意味がありません。急死などの万一の備え、遺言書を準備しておくのも大切であります。遺言書がない場合、財産は配偶者、子どもら、法定相続人より遺産分割協議を行う必要があります。しかし、特性により判断の難しい障がい者はそこに参加できず、手続が進められません。その結果、親名義の口座が凍結され、生活費を引き出すことも難しくなってしまいます。

こうした事態を避けるため、まずは配偶者、障がいのない子どもに財産を相続させ、さらに手続をスムーズにする遺言執行者に指定しておく方法があります。これにより、相続人全員による話し合いが不要になり、残された家族が子どものために財産を管理できるようになります。

配偶者の亡き後、子どもの財産や生活を守るためには、成年後見制度の活用が有効な手段となります。親亡き後も安心して暮らせる社会の実現に向けた環境整備の充実が重要であります、そこでお尋ねいたします。

ア、住まいの確保についてお伺いします。

イ、日常生活支援についてお伺いします。

ウ、成年後見制度の利用についてお伺いします。

質問項目 2 の 1 回目の質問を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 2 について、答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目 2、障がい者の支援について。

（１）就労支援事業についてのア、就労継続支援Ａ型事業所の過去５年の設置状況の推移でございます。就労継続支援Ａ型事業所、以後Ａ型事業所と申し上げますけれども、このＡ型事業所とは、一般企業等で就労が困難な障がいがある人に就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識と能力向上のための必要な訓練を行う障がい福祉サービスを提供する事業所で、市の支給決定に基づき、一般企業と同様に利用者が事業所と雇用契約を結んで利用します。

市内のＡ型事業所の設置状況の推移につきましては、令和３年度末が５事業所、令和４年度末及び令和５年度末が６事業所、令和６年度末及び令和７年度末が５事業所となっており、事業所数は横ばいの状況でございます。

次に、イの就労継続支援Ａ型事業所の過去５年の利用者数の推移でございます。

利用者数につきましては、ひと月当たりの平均人数となりますが、令和３年度が１４９人、令和４年度が１５５人、令和５年度が１７０人、令和６年度が１６５人、令和７年度が１５９人であります。利用者数につきましても増減はありますが、ほぼ横ばいの状況でございます。

○福祉部長（江口幸全）

続きましてウ、就労継続支援Ａ型事業所の経営環境の課題認識についてであります。Ａ型事業所につきましては、福祉と雇用をつなぐ重要な役割を担っていると認識しております。しかしながら、その運営においては福祉的な支援の充実と、最低賃金を前提とした自立した事業経営を両立するという難しさがあると感じております。

特に、物価高騰が続く中、受託作業中心の付加価値が低い業務を担っているＡ型事業所も多く、必要となる賃金に対して収益が追いつかない状況もあるのではないかと推察しております。

また、制度の厳格化などによる法改正や報酬改定に伴い、Ａ型事業所に求められる管理業務のハードルが高くなり、事務負担の増大につながっているのではないかとということも懸念されます。加えて、Ａ型事業所に限った課題ではありませんが、支援員等の人材確保や定着ということも深刻な課題であると認識しているところであります。

続きましてエ、就労支援事業所の収益向上のための取組についてであります。就労支援事業所の収益向上のためには、受託事業を増やす取組なども重要であり、その

取組の一つに障害者優先調達推進法に基づく優先調達があります。本市でもこの法律に基づき、毎年度発注目標額を定めた調達方針を策定し、指定管理者も含め全ての部署を対象として、物品やサービス等の発注に努めているところです。

主な実績としては、タオルや布巾などの物品、封筒やチラシなどの印刷、高齢者の配食サービス、除草や樹木管理、特定分野のホームページの保守管理などを発注しております。

実績については全庁的な協力もあり、令和7年度の発注額の合計は約2,200万円となっております。

○福祉部次長（山本格史）

次に、（２）相談支援専門員についての、ア、配置状況でございます。

相談支援専門員は、障がいのある方やその家族の相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等の利用のための調整や、サービスの利用に当たって必要となるサービス等利用計画等、以後サービスプランと申し上げますけれども、この作成などを行う専門職でございます。

相談支援専門員は、一般的には障がい者や障がい児の福祉サービスの利用に関する計画相談などを行う指定特定相談支援事業所等、以下、指定相談支援事業所と申し上げます。に配置されております。市内の指定相談支援事業所は、令和8年4月時点で11か所あり、その事業所に配置された相談支援専門員の人数は27人でございます。

次に、イの担当している利用者数でございます。

令和8年4月の1日時点において、相談支援専門員がサービスプランの作成や利用支援などを行っている障がい者は782人、障がい児は396人で、合計で1,178人となっております。同時点における相談支援専門員の人数は、先ほど答弁したとおり27人でございますので、相談支援専門員1人当たりが担当している利用者数につきましては個々に異なりますが、単純に1,178人を相談支援専門員の人数27人で除した数字で申し上げますと、相談支援専門員1人が担当している人数は約44人でございます。

次に、ウの本市における障がい福祉サービスのセルフプランの割合でございます。

障がい福祉サービス等を利用するためには、障がいがある方御自身の目標や、それを実現するための具体的な支援方法をプランニングしたサービスプランを作成することとされております。

サービスプランは、基本的には指定相談支援事業所の相談支援専門員が作成しますが、御自身や御家族などが作成することも可能とされており、これをセルフプランといいます。本市におけるセルフプランの割合につきましては、令和8年4月1日時点の状況で申し上げますと、障がい福祉サービス等利用者が2,393人、そのうちセルフ

プランの方が1,215人でありますので、セルフプランの割合は50.8%となっております。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、（３）障がいのある方の親亡き後の備えについて。

ア、住まいの確保についてであります。親が亡くなった後に我が子がどこでどのように暮らしていくのかという住まいの問題は、切実な不安の一つであると思います。住まいについては、障がいのある方が地域で安心して暮らす住まいの場の一つとして、グループホームが極めて重要であると考えております。

このため、本市では障害者共同生活援助事業費補助金や、障害者福祉施設等整備費補助金により、グループホームの運営支援や施設整備の促進に努めているところであります。今後は、様々な障がい特性に対応できるよう、多様な住まいの選択肢の確保に向けた環境づくりが必要であると考えております。

また、親亡き後という状況になってから急に住まいを移すのではなく、将来の移行を見据えて、少しずつ親元から離れて暮らす経験を重ねていただけるよう、グループホームへの体験入居による支援などにも努めているところであります。

続きまして、イ、日常生活支援についてであります。日常生活支援の充実も極めて重要な課題であると認識しております。日中をどのように過ごすかは、心身の健康維持や社会参加において大変重要であると考えますので、就労継続支援や生活介護、地域活動支援センターなど、各種の日中活動サービスについて個々の障がい特性や希望に応じてきめ細やかに対応できるよう、事業所と連携を図りながら支援の充実に努めているところであります。

また、市社会福祉協議会に委託しております基幹相談支援センターを相談支援の拠点として、市内６所の障がい者相談支援事業所に一般的な相談業務を委託しており、日常生活におけるちょっとした困り事なども含め、身近で気軽に相談をしていただける体制づくりに努めているところであります。

続きまして、ウ、成年後見制度の利用についてであります。親亡き後の生活において、お金や契約に関する管理を誰がどのように行うかという問題は、最も切実な懸案事項の一つであると考えます。

まず、判断能力が不十分なことにより、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助が必要な場合には、市社会福祉協議会が日常生活自立支援事業として支援を行っております。

次に、成年後見制度であります。本市は岩倉市、扶桑町及び大口町と協同で設置しております尾張北部権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の利用に関する

相談などの対応を行うとともに、成年後見制度の利用促進と権利擁護に関する普及啓発に取り組んでおります。この制度においては、成年後見の審判申立てをすることができる親族がいない場合には、法律に基づき市長が家庭裁判所に申出を行うこともあります。

また、成年後見制度の利用増加などに伴い、後見人の候補者となり得る弁護士などの専門職の人材が確保しづらくなってきている状況もあることから、新たな担い手の候補者となり得る市民後見人の養成研修を実施しているところです。

引き続き、実効性のある権利擁護支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

各般にわたり御答弁いただきました。ありがとうございました。

（１）の就労支援事業について、過去５年のＡ型事業所の事業所数、利用者数はともに増減があるものの、ほぼ横ばいで推移していることが分かりました。事業所数が極端に減っていないくて安心いたしました。

一方、Ａ型事業所の経営環境の課題については、物価高騰が続く中で、賃金に対して収益が追いつかない状況や、管理業務のハードルが高くなり事務負担の増大など、様々な要因により運営に厳しさがより増していることを認識いたしました。今後の運営について大変心配されるところであります。

一方で、事業所収益向上のための市の取組としては、優先調達に基づく目標額を定めた調達方針を策定し、全ての部署で物品やサービス等の発注に努められているとのことでありました。

ここで再質問させていただきます。

今後の運営に厳しが増す中、収益性が高くスキルアップも図れて、一般就労にもつなげられるような業務提供ができる市の取組に期待したいところではありますが、本市が民間の事業者に対してアプローチ的に発注を促すことはできないかお尋ねいたします。

○福祉部長（江口幸全）

議員がおっしゃられたアプローチ的な発注の促しというところまでは、現実的には難しい面がありますが、本市では、障がいのある方が働く就労支援事業所がどのような商品や役務を提供できるのかということを広く知っていただくため、就労支援事業所と連携し、その周知に努めているところでもあります。

具体的には、障害者自立支援協議会に設置しております市内の就労系事業所、ハロ

一ワーク、障害者就業・生活支援センターが参加する就労支援連絡会が、障がい者が事業所で働くためのガイドブックを作成し、市内の就労系事業所の事業内容の紹介などを行っているほか、小牧駅前でのにじいろマルシェなどにおいて、各施設の活動を知っていただく取組をしております。

また、小牧応援寄附金の返礼品においても、障がい者施設で生産されたワインや本格芋焼酎、UVカット竹傘などを採用し、商品のPRにつながる取組もしているところであります。

このほか、市役所本庁舎2階の多目的スペースを障がい者施設の物品販売の場として活用していただいております、昨日9月1日からプレオープンした本庁舎6階のレストランも、市内の障がい者施設が営業を開始しております。

こうした取組を通して、収益向上につながる支援に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。現実的には難しいとのことではありますが、就労支援連絡会がガイドブックを作成し、事業内容等の紹介もしているほか、にじいろマルシェなどを開催して活動内容を知っていただくことを取組をされていることで、こういった機会を今後も増やしていただければと思います。

業務の受注についてであります。名古屋市では共同受注窓口を設置しております。各事業所が個別に企業や行政から仕事を受注するには、営業力や人員、受注量への対応など、様々な課題があります。

そこで、複数の障がい福祉事業所をつなぎ、企業や行政などからの仕事を一括して受け付け、各事業所へ適切に仕事を振り分ける共同受注窓口の仕組みが重要になると考えます。共同受注窓口を設けることで、単独の事業所では対応が難しいまとまった仕事についても、複数の事業所が連携して受注することが可能となります。また、仕事の確保や工賃の向上、障がい者の就労機会の拡大にもつながることが期待されます。

そこで、再質問させていただきます。

共同受注窓口を設置する考えはないかお尋ねいたします。

○福祉部長（江口幸全）

共同受注窓口は、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等（以下、施設と申し上げます。）の提供可能な物品や役務の情報を収集して、発注者と施設間の仲介を行う窓口で、県内では愛知県と名古屋市、豊田市などが設置または認定をしていると認識しております。

共同受注窓口を利用することにより、発注者側は施設に関する情報や専門的な知識がなくても安心して発注することができ、施設側は大口の受注や販路拡大の機会につながるなどのメリットがあると言われております。

ただし、共同受注窓口については、商品や障がいに関する知識を踏まえた営業活動などを行う専門のスタッフが必要であり、大口の発注等を考慮しますと、一定の規模が必要ではないかと考えます。このため、市として設置することは考えておりませんが、必要に応じて愛知県の共同受注窓口を活用してまいりたいと考えております。

なお、仮に市内で共同受注窓口を設置したいという事業所等があれば、意向に沿った支援をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。まず、市の単独の窓口を設けるのではなくて、愛知県の共同受注窓口を活用した取組に努めてまいりたいと御答弁をいただきましたので、今後も連携を取りながら進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（２）の相談支援専門員については、配置状況、担当している利用者数、障がい福祉サービスのセルフプランについてそれぞれ御答弁をいただきました。一つ気になったのが、セルフプランの割合が50.8%と高い印象でありました。

高い理由について詳細までは分かりませんが、相談支援専門員はサービスの利用が始まった後も定期的に訪問し、モニタリングを行います。専門的知識から必要に応じて経過を見直すことができるので、利用者やその御家族に対して大変有益であります。必要とされる方に必要に応じてつなげていただくよう、よろしくお願いいたします。こちらは要望とさせていただきます。

相談支援専門員の人材確保のため、安城市では専門員などを新たに配置する事業所に今年度から補助金を交付しております。給付月額、専門員が増えると5万円。将来専門員になる補助スタッフが増えれば10万円を支給しております。

相談支援専門員になるには、初任者研修の修了と福祉の実務経験が3から10年必要であり、愛知県ですと初任者研修費用には6万円ほどかかります。補助金導入によって今後の担い手が増え、障がい福祉サービスの質の向上が期待できると思いますが、そこでお尋ねいたします。

相談支援専門員の確保のため、資格取得に必要な研修の費用を補助する考えはないか、再質問させていただきます。

○福祉部長（江口幸全）

相談支援専門員になるためには、厚生労働省が示す実務経験を満たし、都道府県が

実施する相談支援従事者初任者研修（以後、初任者研修と申し上げます。）を受講する必要があります。そして、経験を積みながら現任研修修了者、主任相談支援専門員へと進んでまいります。

本市においては、尾張北部地域アドバイザーから主任相談支援専門員や現任研修修了者は安定しているが、初任者研修修了後から実績を積み上げていく過程、いわゆる中堅層の人材が不足していることが懸念されとの御意見を昨年度にいただいております。

こうした点を踏まえますと、本市では喫緊の課題として、中堅層の人材育成等の支援が必要であると考えているところであります。このため、研修費用の助成も相談支援専門員の確保策の一つではあると思いますが、現時点では、資格取得に必要な研修費用を助成することは考えておりません。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。現時点では、資格取得に必要な研修費用を助成することは考えていないとのことでありましたが、専門員確保のための取組はぜひ注視していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（３）の障がいのある方の親亡き後の備えについて、御本人のみならず、その御家族にとって大変重要なテーマであります。アからウまで詳細に御答弁をいただきましたが、やはり住まいの確保は大変重要な課題であると思います。

その場の一つとしてグループホームがあり、そのニーズは今後も高まり、多様化していく見解を伺いました。グループホームは、専門スタッフのサポートを受けながらも、少人数で共同生活を送り、家庭的で落ち着いた環境の中で自立した生活を維持できますので、今後もグループホームの事業運営に関し最大限のサポートをお願いいたします。

（３）の再質問はありません。

障がい者の支援について、相談支援や日常生活を支えるサービスの充実、家族への支援など、切れ目のない支援体制が重要であると今回の一般質問を通して感じました。今後の障がい福祉サービスの向上をより一層期待いたしまして、私の一般質問を全て終了します。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、木村哲也議員。

○２番（木村哲也）

質問項目１、災害等の避難所への入浴設備設置について。

本年7月に発生した熊本地震では、今なお復旧作業の遅れや断水・猛暑の厳しい環境での避難生活が続いていることが報道されています。8月中旬には、自衛隊による入浴提供、柔軟な仮設住宅設置、また、9月に入っては応援復興割に関する情報など、やや明るい情報も見られてきていますが、平成28年のあの地震から10年、ようやく復興してきたところでのまた再びの激甚災害級の地震に、避難所生活の環境改善は困難が伴うことを思い知らされます。

また、千葉はじめ関東での豪雨、石川・富山・福井の北陸での豪雨、本日は東北地方も心配される状況です。また、遠くネパール・中国国境の氷河崩落が原因と推測される邦人御一家の安否が不明ともなっている土石流災害など、痛ましい報道が続いております。犠牲となられた方に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げ、一刻も早い復旧・復興をお祈りいたします。

令和8年熊本地震に先立つ3月の共同通信社の調査では、政府は、令和6年の能登半島地震を機に、自治体向けの災害避難所運営指針を改定し、シャワーや仮設風呂等の入浴設備について、国際基準のスフィア基準に沿って50人に1つと明記しました。しかし、主要87市区の74%に当たる64市区で、基準を満たしていない実態が判明したとのことでした。

発災後の避難生活において、入浴機会の不足による衛生状態の悪化は、感染症や心身のストレスを招きかねません。学校や公民館等、多くの指定避難所の改修予算や新たな設置場所の確保が課題となっています。

ただ、正直難しいところもあるかと思います。インフラがダメージを受けて、水道、ガス、電気が通じなければ、まさに熊本のように夏の暑い盛りに風呂どころではなく、厳しい日夜を過ごさなければならない。

先般の道交法の改正や来年度の所得連動給付では、地方交付税補填が検討されるなど、地方の実情を考慮されたのかと思わせる国の方針・指針に、時に地方自治体は難しい立場に置かれるものであるなど感じるころではありますが、お伺いしていきます。

1、国の改定した災害避難所の入浴設備に関する基準について。

ア、概要について伺います。

イ、入浴設備として運用が想定されるものについて伺います。

2、本市の災害避難所の入浴設備設置状況について。

ア、対象となる避難所の状況について伺います。

イ、基準を満たすための課題について伺います。

ウ、基準未達成の避難所の今後の方策について伺います。

3、地域防災計画における位置づけについて。

地域防災計画への反映について伺います。

以上、誠意ある御答弁を期待して、質問項目1についての1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市民生活部長（小川真治）

質問項目1、災害等の避難所への入浴設備設置について。

（1）国の改定した災害避難所の入浴設備に関する基準について。

ア、概要についてであります。

国におきましては、能登半島地震の教訓を踏まえ、令和6年12月に避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（以下、取組指針と申し上げます。）及び関連ガイドラインを改訂しております。

この改訂では、国際的な人道支援の基準であるスフィア基準を参考に、避難所における入浴機会の確保の重要性が明記されるとともに、民間温浴施設等との災害協定の締結や、シャワー・仮設風呂などの資機材の備蓄について、その必要性が示されております。

また、入浴設備につきましては、避難者50人に対して1つ男女別に設け、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置することも示されております。

続きまして、イ、入浴設備として運用が想定されるものについてであります。

国の取組指針及び関連ガイドラインでは、避難所における入浴機会の確保について、避難所の浴室設備やシャワー・仮設風呂の整備のほか、民間の温浴施設や宿泊施設等の既存施設の活用などにより対応することが示されております。また、発災直後は食料、飲料水、トイレなど生命維持に必要な支援を優先しつつ、体拭きシートやドライシャンプー等を使用して衛生状態を維持することとされております。

その後、避難生活の長期化に応じて、シャワー設備や仮設風呂の設置、民間温浴施設等の活用などにより、入浴環境を整備するとともに、高齢者や移動手段のない方に対しては必要に応じて送迎支援を行うなど、避難者が継続的に入浴できる環境を段階的に確保していくことが想定されております。

続きまして、（2）本市の災害避難所の入浴設備設置状況について。

ア、対象となる避難所の状況についてであります。

本市の地震災害時における指定一般避難所は、小・中学校をはじめ40施設ありますが、その中で、浴槽のある入浴設備を備えている施設は小牧勤労センターのみであり

ます。また、温水シャワー設備につきましては、小牧市市民会館、小牧市スポーツ公園、味岡市民センター、東部市民センターの4施設に備わっております。

さらに、指定福祉避難所につきましては、妊婦等が利用する福祉避難所としてラピオビル内の子育て世代包括支援センター内を指定しており、同ビル内にはシャワー設備を備えております。

加えて、要配慮者等が利用する福祉避難所として指定している第1老人福祉センター野口の郷、第2老人福祉センター小針の郷、第3老人福祉センター田島の郷の3施設に入浴設備を備えております。

しかしながら、大規模地震等の発災時には、施設そのものの被災に加え、停電や断水、下水道機能の停止などにより、これらの設備が使用できない可能性があります。このため、国の取組指針にもありますように、既存施設の設備の活用に加え、民間温浴施設などとの災害協定の締結、シャワー設備や仮設風呂の設置など被災状況等を踏まえ、利用可能な手法を組み合わせ入浴機会を確保することが示されていることから、本市といたしましてもこうした考え方を踏まえながら、避難者の入浴機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、イ、基準を満たすための課題についてであります。

国の取組指針で示されました入浴機会の確保につきましては、先ほども申し上げましたとおり、民間温浴施設等との災害協定の締結や、シャワー・仮設風呂の設置などが想定されております。

しかしながら、これらの手法にはそれぞれ課題があるものと認識しております。まず、民間温浴施設を活用する場合には、いわゆるスーパー銭湯などの公衆浴場施設や宿泊施設などとの災害協定を締結することに加え、受入れ可能人数や利用方法の調整、避難所から入浴施設までの移動手段の確保など、円滑な運用体制を整備する必要があります。

一方、シャワー設備や仮設風呂につきましては、資機材を備蓄する場合や災害協定事業者から調達する場合がありますが、導入や維持管理に係る費用負担のほか、備蓄場所の確保や平時における点検、動作確認も必要となります。さらに、設置場所や給排水、衛生管理、利用者の安全確保などの課題があるほか、災害時には断水や停電が発生することも想定されるため、水や電気の確保についても十分な検討が必要となります。

このため、入浴機会の確保に当たりましては、費用面や運用面、災害時の実効性を総合的に勘案しながら検討していく必要があると認識をしております。

続きまして、ウ、基準未達成の避難所の今後の方策についてであります。

全ての指定一般避難所にシャワーや仮設風呂を確保し、円滑に運営できる体制を整えることにつきましては、費用面や維持管理、設置場所など様々な課題があり、現時点では困難であると考えております。

このため、本市といたしましては、発災初期における避難者の衛生環境の確保を図るため、体拭きシートやドライシャンプーなどの衛生用品について、災害協定締結事業者との連携により、必要な物資を迅速に供給できる体制を整備してまいります。

また、避難の長期化に伴う対応といたしまして、指定福祉避難所の入浴設備の活用に加え、民間温浴施設などとの災害協定の締結を進めるとともに、運営体制の整備についても検討してまいります。

さらに、市内施設のみでの対応が困難な場合に備え、自衛隊による入浴支援や他自治体との相互応援など、外部からの支援を円滑に受け入れる体制の構築を図ってまいります。

なお、シャワーや仮設風呂につきましては、災害協定締結事業者からの供給を基本としながら、備蓄の必要性も含め、その調達方法や活用方法について引き続き検討をしてまいります。

本市といたしましては、入浴設備の整備のみに着目するのではなく、国の取組指針の趣旨を踏まえ、被災状況などに応じて様々な手法を組み合わせながら、災害時において避難者の衛生保持と心身の健康維持を図るため、入浴機会の確保に努めてまいります。

続きまして、（３）地域防災計画における位置づけについて。

地域防災計画の反映についてであります。

本市の地域防災計画につきましては、避難所における衛生環境の確保や、入浴設備等の整備、自衛隊による入浴支援について既に位置づけております。一方で、国の取組指針につきましては、必ずしも全ての避難所への入浴設備の整備を求めるものではなく、災害の規模や被災状況などに応じて様々な手法により入浴機会を確保していく考え方が示されているものと認識をしております。

こうした考え方は、本市が進める避難所の衛生環境づくりの方針と一致するものでありますので、地域防災計画に基づく各種取組を推進するとともに、民間温浴施設等との災害協定の締結など、入浴機会の確保に向けた取組の充実を図ってまいります。

その上で、国の動向や取組の進捗状況を踏まえながら、必要に応じて地域防災計画への反映を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○２番（木村哲也）

各般にわたり御答弁いただきました。

さきの加藤議員の受援計画、こちら大きな枠組みでのお話だったと思いますが、この避難所の入浴設備に関して切り分けてお答えいただき、ありがとうございます。

1について、スフィア基準自体は、1994年、平成6年のルワンダ大虐殺・難民危機の教訓をきっかけに、人道支援の質の向上と説明責任を担保するために誕生し、御答弁のように自然災害の避難所運営や、国際的人道支援の世界基準となったとのことです。また、50人に1つだけでなく、男女別に昼・夜問わず安心して利用できるといった設置基準の詳細もいただきました。

理想を掲げつつも、現実的な対応にも配慮されており、発災直後は体拭きシートやドライシャンプーでの衛生維持、長期間に応じてシャワーや仮設風呂、民間温浴施設を送迎支援を利用する活用など、必ずしも指定避難所施設への常時設置を義務づけるものではないことも分かりました。

2については、本市の避難所施設の設置状況として、勤労センター、市民会館、スポーツ公園、老人福祉センターの浴槽やシャワーの状況は存じ上げていましたが、味噌・東部各市民センターや、子包括センターは新たに知ることができました。

基準を満たすための課題も、協定締結民間温浴施設への移動支援を含めた想定、シャワー・仮設風呂備蓄や調達、維持管理、運用の際の課題、インフラ途絶の想定など様々考えられており、基準未達成の避難所についても設置が困難であることを認め、その上で発災時のガイドラインにのっとりた衛生環境の確保を目指し、避難の長期化に際しては指定福祉避難所、つまり老人福祉センターを活用し、協定締結民間温浴施設を送迎支援を利用する活用、自衛隊の入浴支援、他自治体の相互応援など、外部支援体制の円滑な構築を目指し、協定締結事業者からのシャワー・仮設風呂供給の調達活用を検討していくとのことでした。

3の地域防災計画への反映については、逆にお尋ねして申し訳ないところもありますが、確認のため伺いました。国の指針の改定に先立って避難所の衛生保持、心身の健康状態維持を図るための入浴機会の確保は、既に理念上は意識されていたことが分かりました。

ここで再質問させていただきます。

強いて言えば1のア、質問全体を通じてとなりますが、実際に災害が発生し、入浴設備を避難所で運用するに当たり、女性や要介護者など配慮すべき利用者の扱いについて検討されているか伺います。

○市民生活部長（小川真治）

女性や要介護者、高齢者、障がいのある方など配慮が必要な避難者の方々への対応

は重要であると認識をしております。入浴機会の確保に当たりましては、施設や設備を確保するだけでなく、女性が安心して利用できるようプライバシーへの配慮や安全確保、介助を必要とする方への支援、移動が困難な方への送迎支援などが重要になるものと考えております。

また、福祉避難所の入浴設備や、バリアフリー設備を有する福祉施設の活用も有効な手法の一つであると認識をしております。本市といたしましても、入浴施設等の確保だけでなく、こうした配慮を必要とする方々が、実際に利用できる運用体制についても、関係機関と連携しながら検討をしてまいります。

以上でございます。

○2番（木村哲也）

ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、また再質問させていただきますが、2のウなど、御答弁の中でも民間温浴施設、シャワーや仮設風呂を提供する事業者といった民間活用、災害協定締結による連携、自衛隊による入浴支援、他の自治体による支援体制構築等の構想があることを伺いました。改めて、災害協定締結による民間活用や外部支援について検討しているか伺います。

○市民生活部長（小川真治）

民間事業者との連携や外部支援の受入れにつきましては、国の取組指針においても、入浴機会を確保するための有効な手法として示されており、本市といたしましても必要な取組であると認識をしております。

現在、民間温浴施設との災害協定につきましては、締結式に向けて調整を進めているほか、避難者を入浴施設へ送迎するための協力体制につきましても、バス事業者と具体的な調整を行う段階となっております。

今後は、これらの取組を基盤として、災害時における入浴機会の確保に向け、民間事業者との災害協定の締結や連携の拡充を図りながら、協力体制の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番（木村哲也）

ただいまの御答弁確認します。

民間温浴施設の災害協定が締結されそうということによろしいですか。

○市民生活部長（小川真治）

議員がおっしゃられるとおりであります。現在、避難者を入浴施設へ送迎するための協力体制につきましても、バス事業者と具体的な調整を行う段階となっております。

す。今後は、バス事業者とも災害協定を締結して、協力体制の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番（木村哲也）

ぜひとも進めていただきたいと、肅々と進めていただきたいと思います。

発災時に危険な目に遭い、感じてしまう恐怖。また、それからさらに避難生活において厳しい状況を強いられるストレス。そのような中でも、ほっとする瞬間。お湯に浸かって楽になる時間を少しでも味わっていただければと思います。

災害避難時の環境改善について、期待できる明るい情報がばばんがばばんと入ってきたこと、ビバノンノンと喜ばしく思いながら、質問項目1を終わります。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

（午前11時56分 休 憩）

（午後1時00分 再 開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

○2番（木村哲也）

続きまして質問項目2、行政DX（デジタルトランスフォーメーション）について。

本件に関する主要質問歴、平成27年10月小牧市議会議員拝命。同年12月第4回定例会での事務事業の評価を皮切りに、様々な事業について質問。平成30年、令和元年、2年、4年、さきの8年第2回と当時のマイキープラットフォーム、キャッシュレス決済導入、プレミアム商品券の電子化等を質問。また、市民病院・介護・自治区協働等へのIT導入、行政DX、AI導入等について質問してまいりました。

現在、まちづくり推進計画は改定に向けて審議されている状況であり、市長は行政DXもまた一つの柱として掲げ、計画案が俎上に載っているところです。

本市の行政DXはこれまでも着実に進んでおり、昨年5月に開設されたデジタル市役所の来庁しない申請をカテゴライズしてまとめ上げ、利便性を高めたものではありますが、これを通じたシステム上での申請情報等について、市職員による確認等が必要な工程があったり、また、対面手続や郵便でのやり取り等が必要になっているもの

もあり、自動化のボトルネック工程の解消が不可欠と考えています。

特に、いわゆるバックヤードで行われている作業の工数・人件費は、工程を見直さない限り削減するのは難しいところです。しかし、工程調査をする時間も人手も費用もノウハウも限られ、なかなか改善が困難であるかもしれません。

一方、デジタル地域通貨導入もまた、地域経済支援だけでなく行政手続を効率化するポテンシャルがあると私は見えています。令和6年度の専修大学泉教授らの調査では、全国でデジタルの地域通貨59件、デジタル地域決済168件、デジタル地域ポイント106件の仕組みが確認されています。重複もありますので、仕組みが稼働している数としては184の圏域があるとのこと。10万人を超える地区数は283ほどで、290としてもその数に対して圏域数は6割を超える計算となります。

本市は、電子版プレミアム商品券がこの秋から実証実験として流通しますが、この8月からは妊婦のための支援給付金について、デジタルギフトを選択することができるようになっています。これは国の推奨もあり、いわゆる1件5万円のたまごギフト、ひよこギフトをギフトというデジタルのギフトカタログのようなものから、ポイント、電子マネー、物品購入などに交換できるもので、現金振込みであれば2か月ほどかかるところを、申し込んですぐに使えるようになることで、妊娠・子育ての御家庭の利便性が高まるものとなっています。

先行自治体の取組の中には、東京都港区のみなトクP A Yのように、地域経済循環のためのプレミアム付商品券の発行決済にとどまらず、独自の統合デジタル地域通貨・ポイント基盤を構築し、各種行政ポイントの付与に活用しているものもあります。

地域通貨の進化は、単発のプレミアム商品券だけではなく、全庁的な行政給付を一本化し、投じた公金を確実に地元商店へ還流させる政策プラットフォームにあるかと思っています。

以上を踏まえ、1、行政D Xについて。

ア、まちづくり推進計画における位置づけについて伺います。

イ、変革を目指す業務内容について伺います。

2、統合デジタル地域通貨・ポイント基盤導入の先進事例に対する本市の考え方について。

ア、イともに利用者、事業者の利便性、行政サービスの効率化と充実が目指されるところですが、ア、地域通貨・ポイントの集約による利便性向上について伺います。

イ、システム導入投資に対し、期待できる効果について伺います。

ウについては、毎日健康に関するチャレンジに取り組み、健康いきいきポイントを貯めた方、介護施設やサロン、地域協議会の支援・補助活動で支え合いいきいきポイ

ントを貯めた方、家族での同居・近居される方、行政アンケートに回答された方などに贈答用商品券を発行していますし、この9月からは防災、防犯、交通安全、ごみ、環境、多文化共生の分野のイベントに参加された方に、ポイントに応じて景品を交換する実証実験を行う予定ですが、ウ、行政ポイントを集計したデジタル商品券発行について伺います。

エ、オは、まさに市独自のデジタル地域通貨での実現はいかがかということで、エ、市民からの納付手続での地域通貨利用について伺います。

オ、行政からの給付手続での地域通貨利用について伺います。

そしてカ、先行する多くの自治体の地域通貨システムでは、公的サービスに関わる以上、公的に個人認証サービス、J P K I、これはジャパニーズパブリックインフラストラクチャーというものの略称だそうですが、J P K I 連携によるなりすまし防止の個人認証が利用されているようです。

そこでカ、マイナンバーカード連携等の個人認証機能について伺います。

3、デジタルディバイド対策について。

まちづくり推進計画案の中でも、デジタルに不慣れな方でも迷わず利用できる行政サービスの提供に取り組み、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようにするといった趣旨のことを掲げられていますが、デジタルでの手続に不慣れな方への対応について伺います。

以上で、質問項目2についての1回目の質問を終わります。こちらにも誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○市長公室長（駒瀬勝利）

それでは質問項目2、行政DX（デジタルトランスフォーメーション）について。

（1）行政DXについて。

まず、アのまちづくり推進計画における位置づけについてであります。

現在策定中の小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画では、その基本方針において、策定に当たっての視点の一つとして、トランスフォーメーションの推進を位置づけております。

具体的には、AIやデジタル技術を本格的に活用するAX（AIトランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、新たな発想や技術、仕組みを取り入れるイノベーションを促進し、施策全般の変革を進めることとしております。

特に、D Xの推進に当たりましては、市民や地域社会がデジタル化によって実感できる将来の姿として、「誰もがデジタル化の利便性を享受し、豊かさを実感できるまちを目指します」をD Xビジョンとして掲げております。そして、その実現に向け、行政手続や市民サービス、庁内業務、政策立案など、まちづくりのあらゆる場面においてデジタル技術やデータを効果的に活用し、市民サービスの向上と行政運営の効率化・高度化に取り組むこととしております。

次にイ、変革を目指す業務内容についてであります。行政D Xによる変革につきましては、行政手続や市民サービス、それを支える庁内業務、さらには、データを活用した政策立案など、幅広い行政分野を対象に取り組むものであります。

具体的には、行政手続のオンライン化を拡充し、市民の皆様が時間や場所にとらわれず手続ができる環境を整えるとともに、申請の受付から確認、処理までの一連の業務についてペーパーレス化や業務手順の見直し、生成A Iやノーコードツールなどの活用を進めてまいります。

こうした取組に当たりましては、単に現在の手続や業務をそのままデジタルに置き換えるのではなく、業務全般を見直した上でデジタル技術やデータを効果的に活用し、業務の進め方や行政サービスの在り方そのものを変革することにより、市民サービスの向上と行政運営の効率化・高度化につなげてまいります。

続きまして、(2) 統合デジタル地域通貨・ポイント基盤導入の先進事例に対する本市の考えについてのア、地域通貨・ポイントの集約による利便性向上についてであります。デジタル地域通貨や様々な行政施策により付与されるポイントを1つの基盤で取り扱うことは、利用者にとって施策ごとに異なるポイントの確認や管理、地域通貨への交換や利用に係る手続を分かりやすく簡便なものにするなど、利便性の向上につながるものと認識をしております。

また、行政施策への参加などにより、付与されたポイントを地域内で利用できる仕組みとすることで、市民の参加や行動を後押しするとともに、地域内での消費を促進するなど、地域経済の活性化にもつながる可能性があるものと考えております。

一方で、本市への導入に当たりましては、既存の地域限定商品券事業や、各種行政ポイント事業との関係を整理するとともに、それぞれの制度の目的や対象者、ポイントの付与条件や利用条件への対応、システムの導入運用経費、加盟店側の負担、デジタルに不慣れな方への対応など、検討すべき課題が多くあるものと認識しております。

したがって、本市といたしましては、先行自治体の運用状況や民間サービスの動向を注視しながら、市民の利便性向上や地域経済の活性化につながる仕組みとなるのか。本市の既存事業との関係をどのように整理できるのかなどについて、費用対効

果や持続可能性も含め慎重に見極めていく必要があるものと考えております。

次にイ、システム導入投資に対し期待できる効果についてであります。統合デジタル地域通貨・ポイント基盤の導入により、期待される効果は行政ポイントの付与・管理や、地域内で利用できる決済機能など共通の基盤上で運用し、複数の事業や施策に継続的に活用できることにありと認識をしております。

事業ごとに個別のシステムを構築・運用する場合と比較して、共通する機能を1つの基盤に集約し、複数の事業で活用することができれば、システムや事業運用の重複を抑えるなど、効率的な運用につながる可能性があるものと考えております。

また、ポイントの付与件数や利用状況などのデータを把握・分析することができれば、事業の実施状況や効果を検証し、施策の改善やより効果的な事業の検討に活用することも期待されます。

一方で、こうした効果は対象とする事業の範囲、利用者数、加盟店数、利用頻度などによって異なるほか、システムの導入運用経費、既存事業からの移行、加盟店への対応、利用者への周知や操作支援など、継続的な経費や事務負担も生じます。

したがって、本市といたしましては既存事業のどの部分を共通化できるのか。1つの基盤を複数の事業で継続的に活用できるのか。また、事業運用の効率化や事業効果の向上にどの程度寄与するのかという観点から、期待される効果と導入・運用に要する費用を総合的に見極めていく必要があるものと考えております。

次にウ、行政ポイントを集計したデジタル商品券発行についてであります。行政ポイントを集計し、デジタル商品券として発行する仕組みは、市民の行政施策への参加や行動を地域内での消費に結びつける取組として、一定の効果が期待できるものと認識をしております。

本市では、今年度の地域限定商品券について、これまでの紙の商品券に加えて電子版こまペイを発行することとしておりますが、これは地域限定商品券の発行方法にデジタル版を加えるものであり、現時点では行政ポイントとの連携を決定しているものではありません。また、行政ポイントとの連携に当たりましては、事業ごとに異なるポイントの付与基準や確認方法の整理、システム連携などの課題もあるものと認識をしております。

こうしたことから、まずは今年度実施する地域限定商品券のデジタル版の利用状況や、運用上の課題を確認してまいります。なお、行政ポイントとの連携につきましては、現時点で具体的な方針を定めておりませんので、他の自治体の先進的な取組などを注視してまいります。

次にエ、市民からの納付手続での地域通貨利用についてであります。地域通貨を

市民からの納付手続に利用することにつきましては、納付の対象や性質によって制度上及びシステム上の取扱いが異なるものと認識をしております。

地域通貨は、一般的には地域内の加盟店などで利用する決済手段であり、市税の納付とは制度や仕組みが異なることから、地域通貨による決済と市税の納付とは区別して考える必要があるものと認識をしております。

一方で、公共施設の使用料などにつきましては、支払い手段の一つとして活用できる可能性も考えられますが、対象となる使用料の性質や収納方法、既存の収納管理システムとの連携、会計処理、決済手数料などについて個別に整備する必要があります。

このため、地域通貨の市民からの納付への利用につきましては、納付の対象や仕組みを明確にした上で、それぞれの制度や既存の納付方法との関係を踏まえて、慎重に捉える必要があるものと考えております。

次にオ、行政からの手続での地域通貨利用についてであります。行政からの給付に地域通貨を利用することは、給付の対象となる方に地域通貨により支給することで、その利用を地域内での消費につなげることができるなど、一定の効果が期待できるものと認識をしております。

一方で、行政からの給付は制度ごとに目的や対象者、支給要件などが異なることから、地域通貨による支給が適している場合もあれば、現金などほかの方法が適している場合もあると考えております。また、地域通貨による給付に当たりましては、対象者や給付額の確認、重複給付の防止、本人確認、既存システムとの連携、個人情報の適切な取扱いに加え、利用できる店舗や用途、利用期間、デジタル機器を利用されない方への対応など整理すべき課題があります。

したがいまして、本市といたしましては、行政からの給付における地域通貨の利用につきましては、給付の目的や対象者の状況、地域通貨による支給の効果や課題を踏まえ、それぞれの給付制度に適した支給方法を選択する必要があるものと考えております。

次にカ、マイナンバーカード連携などの個人認証機能についてであります。統合デジタル地域通貨・ポイント基盤における個人認証機能は、基盤上で提供するサービスを安全かつ適正に利用していただくための重要な要素であり、マイナンバーカードとの連携は、本人確認の確実性を高める有効な手段の一つであると認識をしております。

一方で、地域通貨の利用や行政ポイントの付与など、基盤上で提供する機能によって、本人確認の必要性や求められる確認水準は異なるものと考えております。国のガイドラインにおきましても、手続やサービスの内容、なりすましが生じた場合の

影響などを踏まえてリスクを評価し、必要となる本人確認の水準に応じた手法を選択する考え方が示されております。

したがって、こうした基盤の導入を検討する場合には、全ての機能に一律の本人確認を求めるのではなく、基盤上で提供する機能ごとに本人確認の必要性や求められる確認水準を整理した上で、マイナンバーカードとの連携を含む適切な認証方法を選択し、市民の利便性と安全性の両立を図ることが重要であると考えております。

続きまして、(3) デジタルディバイド対策について。

デジタルでの手続に不慣れな方への対応についてであります。デジタルでの手続に不慣れな方への対応につきましては、行政DXを進める上で、誰もが安心して行政サービスを利用できるよう、利用者の状況に応じた配慮が必要であると認識をしております。

そのため、デジタルサービスの導入に当たりましては、画面表示や操作手順を分かりやすくするとともに、利用方法の案内や相談対応、操作支援など、利用を支える取組が重要であると考えております。また、デジタルによる手続が困難な方に対しては、必要に応じて窓口や書面による手続など、デジタル以外の方法についても配慮していく必要があるものと考えております。

したがって、本市といたしましては、デジタルでの手続に不慣れな方が行政サービスの利用から取り残されることのないよう、分かりやすいサービスの提供と利用支援、デジタル以外の手続方法の確保を含め、利用者に寄り添った環境づくりに努めてまいります。

以上となります。

○2番（木村哲也）

各般にわたる御答弁をいただきました。

まず3、デジタルディバイド対策に関しては、真摯に取り組んでいかれることと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

1の行政DXのまちづくり推進計画における位置づけは、総論としてはおっしゃるとおりであろうかと思えます。変革を目指す業務内容も全方位であるべきでしょう。私自身は、繰り返しますが市民の皆さんに気づかれにくい、いわゆるバックヤード業務のDXについて関心を寄せています。

既に、AI-OCRやRPAで定型業務の自動化を図っているかとは思いますが、本市では先般、Polimill株式会社と生成AI活用に向けた包括連携協定を締結されました。

こうした先進的な民間知見も生かしながら、申請情報の確認業務の効率化やバック

ヤード業務全体の自動化・高度化にどのように取り組んでいく方針なのか、伺います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

オンライン申請であります。市民の利便性向上に大きく寄与する一方で、その後の確認や処理が職員の目視や手作業に依存したままでは、業務全体として十分な効果を得ることはできないものと認識をしております。

このため、本市といたしましては、申請の受付から確認、審査、処理までの一連の業務を見直し、申請内容の確認や転記など、定型的な作業の省力化・自動化を進めるとともに、職員の判断を必要とする業務についても生成A Iなどを活用した支援により、効率化・高度化を図ることが重要であると考えております。

また、P o l i m i l l 株式会社との包括連携協定に基づき、同社が有する生成A Iに関する知見を生かすとともに、他自治体の先行事例なども参考にしながら、対象となる業務や期待される効果、システム連携上の課題などを整理し、本市に適した手法を研究してまいります。

以上となります。

○2 番（木村哲也）

申請からサービス、給付までのB P R・工程見直しについて認識が共有できました。サービスフローについて現状を分析し、A I支援により工数・人件費等も含めて効率化・高度化が重要であるとのことでした。全ての申請手続に適用を目指していただきたいと思います。

現場で使われつつあるノーコードツールによる工夫の延長には、M C Pによるデータ連携可能なクロードコード等の導入により、処理日数の大幅短縮、工数削減、人の判断によるばらつき削減などが期待できると想像します。

D X推進を市民の皆様が実感できるのは、便利で早く正確で助かったというときであります。それを当たり前になるまで感じていただけるよう、推進していただきたいと思います。強く望みます。

2の統合デジタル地域通貨・ポイント基盤導入については、その有用性は認識されていることは分かりました。導入するに当たっての解決すべき課題を項目ごとに上げていただき、調査研究をしていくことをお答えいただいただけでも、現段階ではありがたいところです。本音を言えば、今日からでも着手をお願いいたします。

各御回答で挙げられた懸念材料についてですが、アのポイント事業の整理という点に関しては、システムのデータの持ち方、使用に関する要件の設定次第かと思われます。よく懸念される決済手数料に関しても、例えば20億円の流通に対し、F e l i C a系とS a a S型共通基盤プラットフォームを活用すれば、全体で3%前半程度に手

数料を抑えることも可能なようです。数千万円ということなら、現在紙商品券発行事務手数料として3,000万円ほど計上されており、実現可能性は高いのではないかと推測します。

2のイでも言われていましたが、導入運用経費はごもっともです。しかし、認識されていますが、削減効果を見るための基礎情報も必要です。これは、先ほど申し上げたサービスフローの可視化・分析であるかと思います。紙の商品券発行や各種給付金事業では、申請受付、書類作成、審査、印刷、封入、郵送、振込手数料など、かなりの事務経費と職員工数が投じられていると考えられます。デジタル基盤導入の可否を判断するに当たり、これら現行のアナログ処理に係るトータルコスト及び削減可能効果について、金額や時間等の定量的な現状分析を行っているか伺います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

現在、統合デジタル地域通貨・ポイント基盤の導入を想定し、各種事業におけるアナログ処理に要する業務時間や、経費などを把握する定量的な分析は行っておりません。一方で、デジタル基盤の導入を検討するに当たりましては、対象業務の業務量や処理時間、経費などを把握し、導入により見込まれる効果と比較検証することが重要であると認識をしております。

このため、仮に具体的な導入を検討する場合には、対象業務の現状分析を行い、導入運用に要する経費と削減が見込まれる業務時間や経費などを比較するとともに、市民の利便性の向上や事業運用の効率化など、金額や時間だけでは表しにくい効果も含め、導入による効果を総合的に見極める必要があるものと考えております。

以上となります。

○2番（木村哲也）

働き方改革により、時間内での担当業務の効率的遂行が求められ、その工程の調査分析までは人員的にも工数的にも余力がないことは承知していますが、BPR、DX推進をうたうならば、この数字も拾っておくべきところではあるかと思います。

本市の職員の皆さんは、この分野に強い優秀な方がたくさんいらっしゃいますが、実際に自治体の地域通貨構築を経験した人材、もしくはパートナーが得られると、さらに良き推進力になるかと考えます。産業系ではありますが、ステーションAIでマッチングできるとよいと思っております。

ウ、エ、オ、カについてお答えいただいた課題ですが、実際に実施している先行自治体があり、ポイント積算、納付、給付、認証等について何らかの方法で課題をクリアしていると思われます。まずは、そのノウハウが参考になるのではないのでしょうか。

市の各部門から、積極的に利用したいという声が現段階で上がるかという点、私も

そこは難しいと感じております。一部門が利用するには、扱う事業規模に対し大き過ぎるシステムになると思われるからです。始めるには、トップダウン的な判断が必要かと思えます。

一時期、ピークが落ち着いたと言われる地域通貨は、デジタルによって導入が伸びているとも言えますが、立ち上げ後によく課題と指摘されるのは流通額の維持です。プレミアム商品券事業は、その年度に毎年行われるとは限りません。その事業の有無により流通が変動しますが、行政給付や個人ユーザーによるチャージ、加盟企業の福利厚生、加盟企業の従業員の飲食やB to B取引での活用。また、実績のあるふるさと納税、小牧に来てもらうための旅の応援割と、積み上げれば扱い額は年間を通じて維持できる可能性はあります。

そこで伺います。行政給付の活用による地域通貨の流通額の安定の方策として、市が実施する各種給付事業で、現金給付が義務づけられていないものなどをデジタル地域通貨で支給すれば、年間を通じた安定的な地域内消費循環が生まれると同時に、振込手数料等の削減も期待できます。行政給付を地域通貨基盤利用の流通資金として乗せていくことの有効性と可能性について、改めて本市の見解を伺います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほど、るるお答えをしましたとおり、行政からの給付に地域通貨を利用することは、給付による支援を地域内での消費につなげ、地域経済への効果を高めることが期待できる点で有効な手法の一つであるというふうに認識をしております。

一方で、行政からの給付は制度ごとに目的や対象者、支給要件が異なるため、地域通貨による支給が適している場合もあれば、現金などほかの方法が適している場合もあります。また、地域通貨による給付に当たりましては、対象者や給付額の確認、本人確認、既存システムとの連携、利用できる店舗や用途、デジタル機器を利用されない方への対応など、繰り返しになりますが、整理すべき課題があるところであります。

したがって、行政給付への地域通貨の活用には一定の有効性と可能性があるものの、給付の目的や対象者の状況、運用上の課題などを踏まえて、給付制度ごとに適否を判断する必要があるものと考えております。

以上となります。

○2番（木村哲也）

有効とお認めいただいたのであれば、本当に結構です。繰り返し御答弁を申し訳ありません。

実際に給付も乗せている自治体の先行事例として、さきに挙げました港区のみなトクP A Y。大都会の中心であり、人口は27万人と本市の倍。昼間人口は100万人にな

るともいわれ、店舗数も当然多い。また、数年前に本議会で例示し、今なお成功事例として挙げられる高山市を中心としたさるぼぼコイン。3割ほどが観光利用とも言われています。

外から人を呼ぶ観光ツール、派手な消費喚起イベントとして、条件が違う他の都市をよそはよそうちはうちと見送るのではなく、本市の都市規模と産業構造に適した生活密着型・域内循環型の制度設計を検討し、低コストで利便性の高いシステム導入を目指し、一方で、BPRの一環としてシステム導入効果を見極める準備、工程調査を抜かりなくしていただきたいと要望します。

本市に近い規模、ベッドタウンという自治体。例えば、千葉県木更津市のアクアコインや埼玉県深谷市のネギーでは、行政給付のデジタル支給やボランティアポイントとの統合、地元信金との連携によって、生活必需消費を確実に域内にとどめる成果を上げています。

本市のような中堅産業都市ベッドタウンにおいても、最も重要な経済課題の一つは、年間平均1世帯当たり300万円、1人当たり150万円、全市で2,000億円規模と推定される購買力や、企業活動の資金が大手ECや近隣大都市へ流通してしまうことを可能な限り避け、市内の事業者に域内循環させる防波堤として地域通貨を機能させることにあると思います。

一方で、市の給付手続等がより迅速に在宅で完了し、市民の方が便利さを実感していく。そんなシステムがまちづくりを支えていくことに期待します。今後、必要なところには戦略的に投資するという、今後の政府の骨太の方針の展開が興味深いところではありますが、国の動向を見極めつつよろしく願いいたします。

以上で、全ての質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、小川真由美議員。

○20番（小川真由美）

皆様こんにちは。質問項目3点について質問をいたします。

質問項目1、誰もが安心して暮らせる防犯対策の強化について。

市民が安心して暮らすためには、犯罪が起きてから対応するのではなく、犯罪を未然に防ぐ防犯対策が最重要です。近年は、従来から発生している自転車盗や侵入盗などに加え、特殊詐欺、SNSを利用した詐欺など、犯罪の手口も多様化しております。

特に、特殊詐欺については、高齢者だけでなく幅広い世代が被害に遭う可能性があり、デジタル化の進展に合わせて新たな防犯対策が必要です。また、子どもたちの安全を守るためには、学校や家庭だけでなく、地域全体で見守る体制を強化していくこ

とも重要です。

そこで質問いたします。

(1) 小牧市の犯罪状況について。

過去5年の刑法犯認知件数の推移を伺います。どのような犯罪が増加傾向にあるか伺います。

(2) 小牧駅周辺に3灯設置されている防犯灯兼防犯カメラについて。

平成18年に設置されたスーパー防犯灯3灯の現状について伺います。

(3) 子どもを守る地域防犯について。

子どもたちが安心して登下校できる環境整備は、行政の重要な責務です。小牧市では、地域の皆さんによる登下校時の見守りやこども110番の家など、様々な取組が行われていますが、地域によって担い手の高齢化や人手不足などの問題があることから、今後、学校、PTA、地域住民などと連携し、持続可能な子どもの見守り体制を構築していく考えについて、お尋ねいたします。

答弁を分かりやすくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市民生活部次長（堀田正二）

質問項目1、誰もが安心して暮らせる防犯対策の強化について。

(1) 小牧市の犯罪状況について。

ア、過去5年の刑法犯認知件数の推移についてであります。

刑法犯認知件数とは、警察署が被害届や通報などに基づき、刑法犯として認知した件数であります。小牧警察署へ確認しましたところ、小牧警察署における刑法犯認知件数は、令和3年が848件、令和4年が891件、令和5年が984件、令和6年が1,088件、令和7年が1,373件となっており、コロナ禍を経て、令和3年以降増加傾向にあります。

次に、イのどのような犯罪が増加傾向にあるかについてであります。

小牧警察署に確認しましたところ、特に増加傾向にある犯罪といたしましては、自転車盗及び特殊詐欺とのことであります。自転車盗につきましては、令和6年中の発生件数が292件であったのに対し、令和7年中は448件に増加しており、そのうち約7割が無施錠の状態で被害に遭っております。

また、特殊詐欺につきましては、令和6年中の認知件数が26件、被害額は3,400万円余でありましたが、令和7年中は認知件数が33件、被害額は6,700万円余に増加しております。さらに、本年7月末時点で既に42件、被害額は2億6,000万円余と急増

しております。特殊詐欺につきましては、手口が巧妙化・多様化しており、高齢者のみならず幅広い世代への注意喚起が必要な状況であります。

○市民生活部長（小川真治）

続きまして、（２）小牧駅周辺に３灯設置されている防犯灯兼防犯カメラについて。

平成18年に設置されたスーパー防犯灯３灯の現状についてであります。平成18年に設置いたしましたスーパー防犯灯は、防犯カメラやカメラ付きインターホン、非常ベル等を備えた街頭緊急通報装置であり、緊急時には通報ボタンを押すことで小牧警察署へ直接通報でき、警察官と映像音声により連絡を取ることができるシステムであります。

本市では、駅東公園内に駅西の市道小牧駅前線の歩道上、中央図書館南側と駅西広場南側に２基の計３基を設置いたしました。しかしながら、設置から年数が経過し、設備の老朽化による故障の発生や制御システムのＯＳサポート終了、代替部品の入手困難などにより、緊急通報装置としての機能維持が困難な状況となりました。

また、いたずらや誤報が多いことや、携帯電話、スマートフォンの普及により、警察への通報手段が大きく変化したことから、平成30年度に緊急通報装置を撤去し、防犯カメラにつきましては高画質の機器へ更新いたしました。

現在は３基とも防犯灯兼防犯カメラとして運用しており、年１回の専門業者による点検を実施し、機器の動作確認、外観の損傷確認、配線の状態及び録画状況の確認などを行い、適切な維持管理に努めております。

以上でございます。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、（３）の子どもを守る地域防犯についての今後の学校、ＰＴＡ、地域住民などと連携して持続可能な子どもの見守り体制を構築していく考えについてのお尋ねでございます。

現在、市内の学校では地域のパトロールボランティアやＰＴＡ、地域住民の皆様に御協力をいただきながら登下校時の安全確保に努めるとともに、防犯教室やセルフディフェンス講座などを通じて、子どもたち自身が危険を回避する力を身につけるように取り組んでいるところでございます。しかしながら、地域によりましては見守り活動の担い手不足や高齢化が進んでいることから、これまでと同じ手法だけで安全を確保することが難しくなっている状況にもあることは事実でございます。

このため教育委員会といたしましては、引き続き機会を捉えて通学路パトロールボランティアの募集や、ＰＴＡへの協力依頼を行うとともに、学校における児童生徒への具体的かつ実践的な交通安全指導の充実、それから家庭への啓発、教職員による街

頭指導など、学校・家庭・地域が一体となった見守り体制の強化に取り組んでいきたいと考えておるところであります。

また、警察や関係部局と連携をいたしまして、不審者情報等の迅速な共有を図るとともに、児童生徒に対する防犯教育の充実を進め、自分の身は自分で守るという防犯意識の向上にも努めてまいります。今後も、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりを推進いたしまして、子どもたちが安全・安心に登下校できる環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

それぞれに答弁をいただきました。

まず、刑法犯認知件数につきましては、令和3年以降年々増加傾向にあるとのことですので、今後さらなる防犯対策の強化をお願いいたします。

また、犯罪が増加する中、特に自転車盗や特殊詐欺についても被害件数、被害額がともに増加傾向にあるということでもあります。特に、今答弁いただいた際には、7月末時点で既に42件。そして、被害額は2億6,000万円余ということで、もう普通に聞いてもすごい特殊詐欺とか被害額も、私たちからすると驚きの額になってると思います。

なかなかこれは、これまでも質問をしてまいりましたが年々増えてるというふうにも思いますし、警察もいろいろ話しても、やっぱりたちごっこやこういう特殊詐欺においては若い方はじめ、高齢者の方もどうしても自分がそちら側に、加害者側になったりもしてしまうという声もあります。ここはしっかりと、また警察、それから行政連携して、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

新聞にも掲載されておりましたが、自転車盗に対しましては、小牧駅東側と中央図書館西側に鍵をかけた自転車の優先駐輪場実証実験も行われたと思いますが、増加傾向にある犯罪に対して、今後はどのような防犯対策に取り組むのか、答弁をお願いします。

○市民生活部長（小川真治）

自転車盗対策につきましては、従来からツーロック施錠の啓発を行っておりますが、ただいま議員が言われましたとおり、本年度は新たな取組といたしまして、行動経済学の考え方を活用した自転車盗被害防止対策の実証実験を実施いたしました。

これは、被害の比較的多い小牧駅及び中央図書館の駐輪場において、利便性の高い場所を鍵をかけた自転車を優先駐輪場とし、自転車利用者に鍵かけを心理的に促すものでございます。その結果、小牧駅では1日平均の無施錠率が4.1%から2.4%に。中

中央図書館では8.5%から5.3%に減少しており、施錠率向上に一定の効果が確認はできました。

今後につきましては、行動経済学の考え方を活用した実証実験により一定の効果が確認できたことから、その結果を踏まえ、自転車利用者の自発的な鍵かけ行動を促すとともに、小牧警察署と連携した啓発活動や、自転車用ワイヤー錠の配布など、ツーロックの意識醸成に取り組んでまいります。

次に、特殊詐欺対策につきましては、本年7月末時点の被害額が既に2億6,000万余となるなど被害が急増しております。このため、広報こまきや市ホームページ等による注意喚起に加え、警察署が推奨いたします特殊詐欺対策アプリの活用について、小牧警察署と連携しながら市役所本庁舎ロビーやラピオにおいて周知啓発を行っております。

また、今後は特殊詐欺被害防止に向け、学識経験者や金融機関、コンビニエンスストアなど幅広い関係者で構成をする検討委員会を設置する予定としております。この委員会では、それぞれの立場から御意見を伺いながら、本市の実情に応じた効果的な特殊詐欺対策について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○20番（小川真由美）

私も小牧警察署に確認いたしましたら、愛知県下で小牧市の市役所のお隣にドン・キホーテやラピオの駐輪場での自転車の盗難被害が多く、ワースト上位にあると伺いました。市民の皆さんが安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを進めるためにも、しっかりと対策に取り組んでいただきたいと思います。引き続きよろしくお願いします。

そして、（2）のスーパー防犯灯について再質問をさせていただきます。

答弁では、設備の老朽化による故障の発生や、制御システムのOSサポート終了などの課題があるということでありました。設置からかなりの年月が経過していることを考えますと、今後の防犯対策として、現在の防犯カメラの撮影範囲をさらに拡大していくことも必要ではないかと考えます。カメラ位置や高さなども含め、御所見をお願いします。

○市民生活部長（小川真治）

当該3台の防犯カメラは、平成30年度の機器更新時に撮影範囲や画像の鮮明さ等を総合的に勘案し、現在の位置に設置したものでございます。議員御指摘のとおり、一般的には防犯カメラの設置位置を高くすることで、より広い範囲を撮影することが可能となります。一方で、設置位置が高くなることで対象物との距離が離れ、人物等の

判別に影響する場合もあることから、撮影範囲と画像の鮮明さの両方を考慮する必要があります。

このため、当該3台につきましては、現在の撮影範囲や周辺環境、防犯上の効果などを踏まえ、小牧警察署の意見も参考にしながら、より効果が得られる取付け位置を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○20番（小川真由美）

ありがとうございます。皆さんは、スーパー防犯灯と聞いて御存じでしょうか。当初は、かなりの予算でこのスーパー防犯灯を設置いたしました。かなりの年月もたっております。ぜひ、今部長が答弁しましたが、小牧警察署の皆さんとぜひ意見交換などもされて、防犯対策にはしっかりと努めていただきたいと思いますし、システムにおいてもやはりいいものがどんどん出てきていると思います。今後も、引き続きこのスーパー防犯灯。御存じの方もいらっしゃる中でのしっかりとした整備に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、（3）の子どもを守る地域防犯について、1つだけ再質をさせていただきたいと思います。

教育長からもいろいろと説明を受けました。ありがとうございます。そういった中、答弁の中で児童生徒に対する防犯教育の充実に努めるという、進めてまいりますということでありましたが、具体的にどのような教育かお尋ねしたいと思いますので、お願いします。

○教育長（中川宣芳）

防犯教育につきましては、まず登下校時の安全な行動や不審者への対応方法、登下校時における危険の予測や回避、安全な行動の選択などについて学習しておるところであります。

また、教育委員会では、小学1年生と中学1年生を対象といたしまして、小牧警察署と連携をしたセルフディフェンス講座を実施いたしまして、登下校中に不審者に遭遇した場合の対処方法や、助けを求める方法などを体験的に学ぶ機会を設けているところであります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

教育長より答弁いただきました。

子どもたち自身が、自分の身は自分で守るという防犯意識を身につけることは大切であると私も考えております。今後も、子どもたちの防犯教育や意識啓発に努めてい

ただき、安心・安全な学校生活を送ることができる環境づくりを進めていただくようお願いいたします。

私も、1期目より安心・安全・安気なまちづくりをモットーに活動をしてまいりました。犯罪のない安心して暮らせるまちづくり、さらには誰もが住み続けたいと思える住みやすいまちづくりのために、引き続き積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、質問項目1を終わります。

質問項目2、孤独・孤立対策推進法を踏まえた取組について。

近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄化し、孤独や孤立を感じながら生活する方が増えています。国においては、令和5年6月に孤独・孤立対策推進法が公布され、令和6年4月から施行されました。この法律では、孤独・孤立の状態にある方への支援だけでなく、孤独・孤立を生まない社会をつくること。そして、行政、地域、民間団体、NPOなどが連携して取り組むことが重要とされております。

そこで、2点について伺います。

(1) 孤独・孤立対策推進法施行後の取組について。

小牧市では、法律の施行を受けて、連携体制や相談支援体制などについてどのような取組を進めてきたのかお尋ねをいたします。

(2) 高齢者の孤独・孤立対策について。

年々増加傾向にある高齢者の孤独・孤立対策の取組を伺います。

答弁をお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

質問項目2、孤独・孤立対策推進法を踏まえた取組について。

(1) 孤独・孤立対策推進法施行後の取組について。

法律の施行を受けて、連携体制や相談支援体制などについてどのような取組を進めてきたかについてであります。孤独・孤立対策推進法（以後、法と申し上げます。）は、人生のあらゆる場面において誰しものが直面し得る孤独・孤立の問題を個人の問題としてではなく、社会全体の課題として捉え、国や地方公共団体が一体となって総合的な対策を講じることを目的として制定された法律であります。

孤独・孤立対策につきましては、本市としても法の趣旨を踏まえ、しっかり取り組むべき課題であると認識しているところであります。

法が施行された後の本市の取組につきましては、基本的には新たな事業などを立ち上げていくという考えではなく、これまで培ってきた既存の福祉施策や相談支援の仕

組みなどを最大限に活用し、それらをより強固に連携させていくという考えで取組を進めているところであります。

具体的には、生活困窮者自立支援制度を通じたワンストップ相談窓口や就労支援、あるいはひきこもり状態にある方への支援など、既存の制度をよりブラッシュアップしていくことに努めております。

また、令和7年度からは、重層的支援体制整備事業を実施しております。孤独・孤立の背景にある課題は、経済的な困窮だけでなく、家族関係の希薄化や心身の不調、社会的な孤立など、複合的かつ複雑に絡み合っていることが少なくありません。このため、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の支援会議である「こまきつながる会議」を定期的を開催し、庁内関係部署をはじめ、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所などの関係機関などと連携した支援に努めております。

今後は、これまで以上に重層的支援体制整備事業を活用しながら、民生委員児童委員や福祉関係団体なども含めた地域ネットワークの連携強化を図り、誰一人取り残さない体制づくりに向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2) 高齢者の孤独・孤立対策について。

年々増加傾向にある高齢者の孤独・孤立対策の取組についてであります。本市においても全国的な傾向と同様に、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が年々増加する傾向にあり、高齢者が孤独・孤立に至るケースが増えてくることが懸念されます。このため、高齢者に対する孤独・孤立対策が重要になると考えているところです。

そうした中、本市では高齢者の孤独・孤立防止として、まずは見守り活動が極めて重要であると考えますので、民生委員児童委員による見守りのほか、ふれあいいきいきサロンなどでの集う見守り、さらには、ライフライン事業者や新聞配達店など、家庭訪問の機会が多い事業者の皆様と見守りに関する協定を締結し、見守り活動を展開するなど重層的な見守り体制の構築に努めております。

また、個別支援として食の自立支援サービス事業、配食サービスであります。緊急通報装置の設置などにより、支援が必要な方の安全確保や孤立防止に努めているところであります。

さらに、今後は社会福祉法の一部改正により、頼れる身寄りのない高齢者等も各種の福祉制度等の対象となってまいりますので、そうした点も踏まえ、地域全体で見守っていけるネットワークの強化が求められると考えております。

今後、さらに超高齢社会が進展する中において、孤独・孤立の問題はより複雑化・深刻化することが懸念されますので、本市としてもこれまでの取組を深化、深く化けるほうですが、深化させながら孤独・孤立対策を充実してまいりたいと考えていると

ころであります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

答弁をいただきました。

福祉施策や相談支援の仕組みなどを最大限に活用し、関係機関がより強固に連携して取り組んでいくとのことでありました。また、ひきこもり状態にある方への支援についてもブラッシュアップしていくとの答弁です。

小牧市では、ひきこもり状態にある方についての実態調査を行い、その報告も行っております。ひきこもり状態にある方やその家族が孤立することのないよう、相談窓口の周知やアウトリーチ型の支援、関係機関との連携をさらに進めていただきたいと思いますので、引き続きお願いします。

答弁を受けて再質問をさせていただきます。

こまきつながる会議を定期的に行っているとのことでありましたが、この会議は従来の支援会議と何が違うのか、お尋ねをいたします。

○福祉部長（江口幸全）

つながる会議につきましては、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における支援会議として実施しておりますが、この支援会議の最大の特徴は、これまでの個別支援会議ではつなぎ切れなかった複雑・複合的な困難を抱えるケースに対し、分野の垣根を越えて横断的にアプローチできる点であります。

これまでの会議では、高齢や障がい、子ども、生活困窮など、それぞれの制度や分野ごとに個別に開催されることが一般的ですが、複数の課題が絡み合うケースでは、各機関が個別に動いた結果、支援が重複したりどこが主導しているのかが見えづらくなるなどの課題がありました。これに対し、重層的支援体制整備事業の支援会議は、調整役が中心となって関係する全ての機関を集約し、それぞれの役割を整理できる点がこれまでの会議とは大きく異なります。

また、法に基づく守秘義務が整理されていることから、本人から明確な同意が得られない段階の支援の入り口のケースであっても、関係機関で危機感を共有し、チームとしてどのようにアプローチすべきかを協議できる仕組みとなっていることが、これまでの支援会議との大きな違いであると認識しております。

以上であります。

○20番（小川真由美）

大きな違いを御説明いただきました。ありがとうございます。理解できました。

続きまして、もう1点再質がありますが、重層的支援体制整備事業を活用しながら、

誰一人取り残さない体制づくりに向けた取組を進めていくとのことですが、どのようにこの事業を活用していくのか、再質問させていただきます。

○福祉部長（江口幸全）

重層的支援体制整備事業につきましては、市民の複雑化・複合化したニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業であります。

本市においても、8050問題などの制度のはざまで困難を抱えている方がおられることや、頼れる身寄りのない高齢者には孤独・孤立に至るリスクが潜んでいることなど、1つの機関では課題解決が困難なケースもあります。

そのため、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障がい者相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援窓口などの複数の機関が連携・協働する重層的支援体制整備事業を活用し、日常生活に困難を抱える方に伴走していける支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○20番（小川真由美）

こちらの事業の活用についても、多数の関係機関が連携をするという大変重要なことだと思います。引き続き、支援の充実に努めていただきたいと思います。

（2）の高齢者の孤独・孤立対策につきましては、具体的には民生委員児童委員による見守り活動に加え、ふれあいいきいきサロンなど、地域の皆さんが集い交流する場を通じた見守りをしっかりとお願いいたします。

ふれあいいきいきサロンにつきましては、これまでもこの本会議場におきまして質問をさせていただきましたが、高齢者の皆様が孤独や孤立を感じることなく、地域とのつながりを持ちながら安心して暮らしていけるよう、今後もこうした地域での見守り活動を継続・充実していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、質問項目2を終わらせていただきます。

それでは質問項目3、我が町のシンボル小牧山城の整備について。

小牧山城は、私たち小牧市民にとって歴史と文化を象徴する大切な場所であり、市外からも多くの方が訪れる本市のシンボルです。史跡としての価値を守りながら、訪れる方が安心・快適に散策できるよう、園路の整備を進めています。私も、これまで五段坂や園路の状況について度々質問をしてまいりました。

9月19日には、こまき信長夢夜会や小牧山薪能も開催されますので、改めて質問をさせていただきます。

ここで、パネルをズームにしてください。

(1) 園路の整備について。

ただいま見ていただいていますこのパネルは、先日、五段坂を歩いた際に撮影したお写真であります。見ていただくと、ここに大きな溝ができていると思います。以前もこの質問をした際には、その都度補修工事をしていただいているということでありましたが、やはり今集中豪雨や雨が降った際には、またこのように大きな溝ができるのかなと思い、気をつけながら歩いておりました。

先ほども述べさせていただきましたとおり、9月の19日にはこまき信長夢夜会も開催されます。そういった中、夜暗い中でこの小牧山の園路を散策した際に、けが人でも出たら危ないということで、あらかじめ先に質問をさせていただきました。

五段坂や北側駐車場出入口付近の園路と、現在までにどのような整備を行ったか、一度質問をさせていただきます。

続きまして、こちらです。こちらは、(2) 草木の繁茂についてであります。

園路には木々が覆いかぶさり、土塁や広場についても雑草が繁茂している箇所が見られます。この写真のとおり、ここも実は五段坂を歩いていたときに、同じ五段坂で撮ったお写真なのですが、既に今園路の上にはこのように木が覆いかぶさり、以前歩いていた五段坂と比べるとかなりやはり草木の繁茂、多くの草や木が茂っていることが分かります。

そこで、日常的な維持管理についてどのように対応しているか、お尋ねいたします。

以上、2点について答弁をお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目3について、答弁を求めます。

○教育部長（矢本博士）

それでは質問項目3、我が町のシンボル小牧山城の整備について。

(1) 園路の整備について。

五段坂や北側駐車場出入口辺りの園路等について、現在までにどのような整備を行ったのかとお尋ねであります。

五段坂をはじめとする小牧山内の園路の整備につきましては、小川議員からこれまでも繰り返し御要望をいただいているところであり、市といたしましても、来訪者の安全性及び利便性の向上を図るため、日常的な点検を実施し、その結果を踏まえながら必要な補修整備に努めているところであります。

五段坂につきましては、国指定史跡としての保護の観点に十分配慮しながら維持管理を行っており、雨水の流出等により路面の浸食や凹凸が生じた箇所につきましては、随時、路面補修や不陸整正を実施し、歩行しやすい状態の維持に努めております。本

年3月にも、路面の補修工事及び側溝のしゅんせつを実施いたしました。

小牧山北駐車場出入口辺りの園路のうち、出入口から西側へ進む区間につきましては、梅雨が始まり園路がぬかるむ前に、園路に堆積した土砂の撤去をはじめ、側溝及び集水ますのしゅんせつを行いました。

また、令和7年第1回定例会で、小川議員より路面の凹凸により通行に支障が生じていると御指摘をいただきました小牧山北駐車場出入口辺りから山北橋に至る園路につきましては、今年度に現地測量及び設計を行い、令和9年度から2か年をかけて整備を進めていく予定であります。

続きまして、草木の繁茂について、日常的な維持管理についてのお尋ねであります。

小牧山内の日常的な維持管理につきましては、専門業者及び小牧市公園緑地協会への委託により、年間を通して計画的に除草を行っているほか、小牧山を利用したイベントの開催時期に合わせて芝生の維持管理、樹木の剪定及び除草などを実施しているところであります。

ただいま、小川議員からお話のありましたこまき信長夢夜会や小牧山薪能の開催前にも実施を予定しております。また、園路沿いの樹木につきましては、市職員が月2回巡視を行い、安全確認を実施しております。加えて、業者委託により倒木や落枝のおそれのある樹木の危険度判定を計画的に行った上で、必要に応じて剪定・伐採などを実施しております。

そのほか、日常の巡回や利用者からの情報提供などにより状況を把握し、草木の繁茂によって安全性や景観に支障が生じるおそれがある箇所につきましては、適宜対応するなど、利用者が安全かつ快適に散策できるよう、適切な維持管理に努めているところであります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

答弁いただきました。

まずは、私も小牧山を歩くことが好きですので、よく散策すると、やはりどうしても園路が危険な箇所があると気になって仕方がありません。これは小牧市内の方、そして小牧市外からも多くの観光客が来られる中で、整備がしっかりされていると小牧山、小牧全体もよく見えます。

ただ、どうしても最近は温暖化、そしてゲリラ豪雨や集中豪雨ということで、こういった草木も早くどうしても伸びてしまうということもあると思います。そういった中、随時補修をしていただいているということですので、それに対してはありがとうございます。

ただ、補修をしてもどうしてもまたすぐ、先ほど御案内しました溝が大きくできてしまうということに対しては、やはり気がついたらすぐに補修をしていただきたいと思います。これは五段坂についてです。

もう一つ気になっているのが、小牧山北駐車場出入口の園路です。こちらにおいては、令和9年度から2か年をかけて整備していく予定ということであります。本来ですと、今現在ベビーカー、シルバーカー、そして自転車の方がガタガタしながら散策、歩いているのを見ると、正直もうちょっと早くできるといいなというのは思いました。

ただ、予算の都合もあったり様々な努力をしていただいているということでもありますので、多くの方が散策される際には注意とか注意喚起や、そういった形で周知もしていただきたいと思います。

それで、小牧山の西側の園路の一部が破損したため、封鎖されていることは皆様御存じでしょうか。こちらは、防空ごう跡の表記がされております。実際、ここの現場はどのようなになっているのか、詳細をお尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

まず、令和8年6月27日に、前日からの大雨の影響によりまして、小牧山西側斜面において倒木が発生し、すぐ脇を通る園路の階段等が破損したことから、同日中に利用者の安全確保を図るため、周辺園路を封鎖するとともにその周知を行いました。

その後、7月下旬に業者により倒木の伐採を行った際、この倒木に伴い根が持ち上がった影響で発生したとみられる大規模な陥没を発見し、その内部に空洞があることが確認されました。この陥没は、周辺の状況から防空ごうの天井部分が崩落したものであると推測され、また、空洞が非常に深く危険な状態であったことから、改めて現地にその旨を示した立入禁止の看板を設置いたしました。

今回の現場周辺の小牧山西側斜面には、既に複数の防空ごうが築かれていたことが明らかになっており、小牧山の保存活用整備の最上位計画である史跡小牧山保存活用計画において、史跡指定地の本質的価値に準ずる価値に位置づけられており、現状調査を行った上で保存方法を検討することとしております。

このため、今後、文化庁をはじめとする各関係機関と早急に協議を行いながら、その取扱いについて検討を進めてまいりたいと考えておりますが、原状復旧に至るまでには現状調査などで相応の時間を要することが見込まれます。そのため、早期の原状復旧に努めるとともに、利用者の皆様の安全を最優先に考え、侵入防止柵や立入禁止看板を設置するとともに、市公式ホームページ等を通じて引き続き注意喚起の周知徹底を図ってまいります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

ただいま、この防空ごう跡の詳しい御説明をいただきました。今後は、保存方法を検討していくということでありますし、私も実際に小牧山を歩いたときに防空ごう跡というので、すごいこういうのがあったんだなということで足を止めて、ちょっと中を覗いてみたんですけど、今度、先ほど言われてた9月19日のこまき信長夢夜会では、やはり時間的にも、夜小牧山の園路を散策される市内、そして市外の多くの観光客が見えます。その際にも、今の現状ですと昼間は分かりやすいんですけど、夜などにも反射板とか分かりやすく、こちらはただいま園路を封鎖してますよということで、周知などもしっかりとしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、（2）の再質問に移ります。

小牧山を歩いていると、園路には木々が覆いかぶさる、先ほどパネルにて御説明させていただきましたが、かなり茂っている箇所も多く、歩行者が圧迫感を感じたり見通しが悪くなったりしているところが多いです。先ほども述べさせていただきましたが、温暖化の影響とゲリラ豪雨や集中豪雨などの影響もあり、以前より繁茂がひどくなってきました。

今後、さらに美観や安全性を高めるため、計画的な維持管理や樹木の剪定や草刈り回数の見直しをしてはどうかと考えますが、御所見を伺います。

○教育部長（矢本博士）

まず、小牧山の樹木につきましては、全体的に巨木化、老木化が進んでおり、倒木や落枝の危険に十分配慮していく必要があります。そのため、近年巨木化した樹木の強剪定や危険木の伐採を進めているところであります。

昨年度も、市内外から多くの皆様が訪れる山頂部の園路周辺を中心に、強剪定や危険木の伐採を実施したところであり、今後も引き続き小牧山の利用者の安全を第一に考え、計画的に剪定等を進めていきたいと考えております。

また、除草につきましては定期的に実施をしておりますが、限られた予算の中で広大な敷地を管理していることから、より除草の効果が高くなるように、引き続き実施時期や実施場所を工夫しながら取り組むことで、利用者の皆様に快適に過ごしていただけるように努めていきたいと考えております。

以上であります。

○20番（小川真由美）

答弁いただきました。

定期的に行っていることでありますし、私が今回改めてまたこの質問をしたのは、これまでどおりの剪定ですとどうしても追いつかないのかなというふうに思います。

世界でも、今温暖化によりいろんな影響が出てきております。小牧山は御説明させていただきましたとおり、我が町のシンボルであります。やはり、常にきれいが一番なんですけど、なかなか山ですので自然を楽しんでいただくということも大事かと思いますが、やはり散策される方、そして多くの方、観光客にとっては整備をしっかりしていただきたいと思います。皆様も、小牧山を歩かれている方もいらっしゃると思いますが、やはり気がついたときにはぜひ補修をしていただきたいと思います。

ただいま、部長より答弁もいただきましたが、今後しっかりと小牧山の整備についてもしていただけるということでもありますので、小牧山城、この小牧市を代表する歴史シンボルであります小牧山城について、今後もよろしくお願いします。

再三質問させていただきましたが、これからも多くの方がこの小牧山城、そして市長も冒頭に述べられておりましたけど、市長の挨拶のときに。9月19日こまき信長夢夜会、そして小牧山薪能に多くの方がこの小牧に来ていただけることを私も願って、質問項目3点全てを終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、鈴木裕士議員。

○17番（鈴木裕士）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目1点につきまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、このたびの熊本地震、千葉の水害、そして北陸の水害により被害を受けられた方々に対しまして、皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。被害を受けられた皆様の御苦勞に思いを寄せるとともに、私たち一人一人が日頃の備えを改めて考えることが重要だと思っております。

災害時には、自分は大丈夫と思い込んでしまう正常バイアスにより、備蓄品を怠ったり避難が遅れたりすることがあります。また、公助には限界がありまして、避難所には市民全員を受け入れるだけの余裕はなく、避難所は特に支援を必要とする方が優先される場でもあるため、在宅避難も含めて日頃から水や食料だけではなく、日用品についても7日分程度の備えをして自分の身は自分で守る。自分の家族は自分で守る意識を持つことが大切だと思っております。

それでは質問項目1、自治体システム標準化の移行状況についてお聞きをしたいと思っております。

自治体システムの標準化は、もともと国が法律に基づいて進めてきた取組でありまして、令和7年度までに全ての自治体で基幹系システムの標準化を完了する予定とされておりました。しかし、実際には作業の負担が非常に多く、多くの自治体が当初の期

限までに対応を終えることが厳しい状況となっております。こうした現状を受けて、国は移行期限を5年間延長することといたしました。

6月15日の中日新聞夕刊に掲載されておりました「自治体システム標準化の迷走」という記事では、政治主導で進められてきた自治体情報システム標準化の実態が取り上げられています。そこには、膨大な作業量に加え、無理のある短い期限設定によって、自治体が大きな負担を抱えながら対応を迫られていることが指摘をされております。

本市においても、昨年度移行スケジュールを見直し延期をしておりますので、こうした状況を見ると、本市の対応についても記事で指摘されているような迷走と同じような状態に陥っているのではないかと不安を感じております。そこで、本市の現状や今後の見直しについて確認をさせていただきたいと考え、今回質問させていただきます。

(1) 本市の移行について、令和8年9月に移行する予定であったと思いますが、現在の状況をお尋ねします。

(2) 他自治体の状況について、愛知県内の自治体の移行状況はどのようなになっているのかお聞きをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市長公室長（駒瀬勝利）

それでは質問項目1、自治体システム標準化の移行状況についての(1)本市の移行状況について、令和8年9月に移行する予定であったが、現在の状況についてお尋ねをいただきました。

まず、自治体システム標準化とは、国が主導して進める自治体基幹系システムの統一化、共通化の取組であり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律いわゆる標準化法が令和3年に制定され、同法に基づき進められているものであります。

対象となる業務は、住民基本台帳、税、国民健康保険、年金、児童手当など基幹系20業務であり、これらの業務システムを国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行することとされております。この取組により、自治体ごとに異なるシステムの仕様の統一・共通化による業務の効率化、ガバメントクラウドの活用によるセキュリティや災害対応力の向上、移行後の制度改正に伴うシステム改修に係る負担の軽減などが期待されているところであります。

自治体システム標準化は、このような趣旨で進められているものでありますが、鈴

本議員よりただいま説明のありましたとおり、新聞報道のように実際には全国的に様々な課題が指摘されているところであります。

新聞報道では、国が当初令和7年度末という移行期限を設定したことにより、全国の自治体が一斉にシステム移行を進めることとなり、システムベンダーにおける技術者不足が生じたことや、相次ぐ標準仕様書の改版などの対応により、システム開発に遅れが生じていること。また、ガバメントクラウド使用料を含むシステム運用経費の増大などが課題として挙げられております。

本市におきましても、こうした全国的に共通する課題の影響を受け、昨年度の段階でシステム開発の遅れ等により、当初令和7年11月としていた移行時期を令和8年9月に延期し、今年度の移行に向け運用テストやデータ移行検証など準備を進めてまいりました。

しかしながら、令和8年6月基幹系システムベンダーから、主要システムである総合住民情報システムについて、先行自治体において移行後のシステム稼働は不安定となる事例が確認され、現時点では安定稼働に必要な品質が十分に確保できていないことから、移行時期を再度見直したいとの申出がありました。

本市といたしましても、先行自治体における状況やベンダーからの説明を踏まえ、慎重に検討を行った結果、現段階ではシステムの品質が十分に確保されておらず、安定稼働を確認できるだけの移行実績も十分でないことから、令和8年9月に移行することは困難であると判断をいたしました。

基幹系システムは、住民票の写しの発行や税に関する手続、国民健康保険、各種福祉サービスなど、市民生活に直結する行政サービスを支える重要なシステムであります。そのため、このような状況の中で移行を実施し、万が一システム障がいやデータ不整合が発生した場合には、窓口業務をはじめとする行政サービスや市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあります。また、その復旧や確認作業には、職員、システムベンダー双方に多大な負担を要することとなります。

こうしたことから、本市といたしましては予定どおりの移行よりも安全かつ確実な移行を優先し、総合住民情報システムをはじめとする一部業務システムについて、移行時期を改めて見直すこととしたところであります。

なお、現在の移行状況であります。標準化の対象となる20業務のうち昨年度までに生活保護、戸籍及び戸籍の附票の3業務の移行を完了しております。さらに、今月中に子ども・子育て支援、児童手当など6業務について新たに移行を予定しており、これにより20業務中9業務の移行が完了する見込みとなっております。

残る住民基本台帳や税など11業務につきましては、市民サービスへの影響を生じさ

せないことを最優先に、システムの品質及び安定稼働を十分に確認した上で移行することとし、当面移行を見合わせているところであります。

○市長公室次長（舟橋知生）

それでは、（２）の他自治体の状況について。

県内の自治体の状況についてのお尋ねであります。

愛知県内の自治体の標準準拠システムへの移行状況についてであります。本市が実施した最新の調査によりますと、令和８年度末までに移行が完了しない見込みと回答した市は、名古屋市を除く県内３７市中２３市となっております。

このため、県内では６割を超える市で、移行完了が令和９年度以降となる見込みであり、本市に限らず全国的な課題となっているところであります。

以上であります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。先行して移行を行った団体では、移行後にシステム稼働が不安定になる事例が生じていることから、本市においては、住民サービスへの影響を十分に考慮して、安全性を優先する観点から一部の業務システムの移行を再延長するとのことでした。こうした判断は、市民生活への支障を避けるためにも、慎重な対応として一定の理解ができるものだと思います。

その一方で、先行自治体において実際にどのような問題が発生したのかについては、今後の本市の意向を進める上でも重要な確認事項であると考えます。

そこで、再質問をさせていただきます。

既に移行した自治体において、移行後にどのような具体的な問題が発生したのか、お尋ねをいたします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先行して移行した自治体で発生した事例としましては、異なる業務システム間の連携に不具合が生じ、データが意図せず削除されたケースや、システムの集計処理に不具合が発生し、正確な数値の確認や修正に多くの時間を要したケースがあると承知をしているところであります。また、国の定める標準様式に基づく帳票レイアウトを採用した結果、印字文字が非常に小さくなり、市民や職員から見づらいとの指摘が寄せられた事例もあると承知をしております。

このため、本市といたしましては市民サービスへの影響を最小限に抑えるため、システムの品質や安定稼働が十分に確認できた段階で移行を行うことが重要であると考えております。

以上となります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。先行して移行を実施した団体では、住民サービスの利用面だけではなく、職員の業務負担の面でも大きな影響を生じているとのことでした。こうした状況を踏まえると、システム移行の時期を延期する判断は、住民サービスの安定確保という観点から見てもやむを得ない対応であると受け止めております。

その上で、先ほど御答弁ありました本市においては、残る11業務の移行についても再度延期されるとのことですが、今後の移行時期をどのように見込んでおられるのか、改めて伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

標準準拠システムへの具体的な移行時期につきましては、現在システムベンダーと協議を進めているところであります。本市といたしましては、住民サービスに支障を生じさせないことを最優先に考えており、システムの品質や安定稼働の見通し、移行に必要な体制などを総合的に確認しながら、移行の時期や手順について慎重に検討をしているところであります。

したがって、現時点では具体的な移行時期をお示しできる段階にはございませんが、国が示す移行期限も踏まえながら、可能な限り早期の移行を目指し、システムの品質及び安定稼働が十分に確認できた段階で順次移行を実施していきたいと考えております。

以上となります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。移行時期につきましては、現在、システムベンダーとの協議中でありまして、具体的な時期は現時点では未定であるとの御答弁でございました。先行自治体では、移行後に様々な問題が生じた事例もあることから、本市においては、同様の混乱を繰り返すことのないよう、今後も慎重に判断していただきたいと思います。

次に、（2）について再質問させていただきます。

先ほどの答弁では、愛知県内において6割を超える市で、今年度中の移行完了が難しい状況にあるとのことでした。このことから、本市に限らず県内の多くの自治体が同様の課題を抱えていることは理解できました。その上で、愛知県内でも多くの自治体でシステム移行が完了していないということですが、移行が進まない主な理由をどのように認識してみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長公室長（駒瀬勝利）

多くの自治体で移行が完了していない主な要因といたしましては、国が示す標準仕様書の改版が度重なって行われたことにより、システムベンダーにおいて開発や検証作業の見直しが繰り返し必要となり、システム開発に遅れが生じたことが挙げられます。また、全国の自治体が同時期に標準化対応を進めたことにより、システム開発やテストを担う技術者が不足し、十分な開発体制や検証体制を確保することが困難となったことも要因の一つであります。

その結果、標準準拠システムの開発や品質確認に想定以上の時間を要し、十分な検証期間を確保することが難しい状況となったため、愛知県内に限らず、全国的に移行スケジュールの見直しを余儀なくされる自治体が多数発生しているという状況であります。

以上となります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。県内の状況を見ましても、今回の自治体システム標準化については、国が当初示した移行スケジュールそのものにやや無理があったのではないかと感じます。これまで自治体ごとに異なっていた情報システムを統一し、標準化を進めていくという制度の趣旨そのものは理解しておりますが、実際の現場ではその目的に見合うだけの十分な準備期間や対応体制が確保されていたのかについては、疑問を持たざるを得ません。

そこで、最後に1点確認をさせてください。

移行延期に伴って、市民サービスに何らかの影響が生じることはないのか。また、今後の移行費用の増加や追加の費用が発生することはないのか。併せてこの2点を御確認させてください。お願いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

移行延期に伴う市民サービスへの影響についてであります。延期となるシステムが対応する住民票や税などの各種窓口業務につきましては、現在使用しているシステムを引き続き利用することとしておりますので、市民の皆様に御利用いただく行政サービスの内容や手続方法に変更はなく、市民サービスへの影響はございません。

また、職員の業務につきましても、現在運用しているシステムを継続して利用することとなりますので、特段の影響はないものと考えております。

次に、移行費用についてであります。延期により今年度中に実施できない作業を次年度以降に実施することとなりますが、総事業費に影響が生じないよう、現在システムベンダーと調整を進めているところであります。また、延期に伴い現行システムを当初の予定より長期間利用するために必要となるシステム運用環境の費用につま

しては、本来計画どおり移行していれば発生しなかった費用であることから、システムベンダーにおいて対応をすることとしております。

したがって、市民サービスの面及び費用の面におきましても、延期による影響が生じないよう対応しているところであります。

以上となります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。費用の点に関しましても問題ないということでございますし、市民生活においても何ら問題が発生することはないという御答弁をいただきました。

先ほども申し上げましたように、自治体システム標準化につきましては、その趣旨や必要性は理解するものでありますが、本市において2度にわたり移行延期が行われている実情を見ますと、国の進め方には少なからず課題があったのではないかと感じています。

とりわけ、現場の負担や準備状況に十分配慮しないまま、限られた期間の中で一律に移行を進めようとしたことが、各自治体に大きな混乱や負担をもたらしているのではないかと考えています。

その一方で、システム標準化そのものについては自治体ごとに異なっていた仕組みを見直し、将来的に標準化・共通化による効率化や安定的な運用につなげていくという点で、一定の意義があったことも理解できます。したがって、延期はやむを得ないとしても標準化そのものを止めることなく、住民サービスや現場への影響に十分に配慮しながら、着実に進めていくことが必要であると考えます。

移行については、再延期することですが、国が求める令和12年度までの完了をただ待つのではなく、それよりもできる限り早い時期の移行を目指していただいて取り組んでいただくこと。また、当初の期限に無理に合わせるのではなく、確実な移行を優先し、市民サービスを止めないための安全第一の判断であることは理解をいたしました。

その上で、今後市民生活の影響が生じることのないよう、引き続き丁寧に事務を進めていただき、円滑なシステム移行に努めていただきますよう、私のほうからお願いを申し上げ、私の全ての質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は、放送をもってお知らせをいたします。

（午後2時45分 休 憩）

(午後 3 時05分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

余語 智議員。

○8 番（余語 智）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしました質問項目 1 点につきまして、質問をさせていただきます。

本日はあと 2 人です。少しだけ耳を傾けていただきたいと思います。

それでは質問項目 1、中日ドラゴンズ 2 軍誘致を見据えたまちづくりについてであります。

中日ドラゴンズから、ファーム拠点移転先の公募は 5 月 27 日に開始されました。小牧市は、5 月 29 日、中日ドラゴンズ 2 軍誘致について正式に表明され、候補地として小牧市総合運動場を提案されました。

私は、3 月の第 1 回定例会においても、中日ドラゴンズ 2 軍本拠地の誘致について質問をいたしました。その際、市から誘致について地域経済の活性化や交流人口の増加に寄与するとともに、将来を担う子どもたちに夢や目標を与え、スポーツを通じて地域の一体感を高めることが期待でき、本市にとって大変有意義で夢のある取組との認識がありました。その後、8 月 6 日には小牧市が 1 次選定を通過し、現在は 10 月 30 日の 2 次提案の提出に向けて準備を進められています。

28 自治体が手を挙げた中、22 自治体が 1 次選定通過し、その後 1 自治体が辞退され、現在 21 自治体となっています。私は、一つの段階を無事通過したことについて安堵を感じているところであります。

しかし、ここで重要なのは、ドラゴンズの 2 軍施設を小牧市に持ってくることを目的にしてはいけないということであります。誘致を実現したその先には、どのような小牧市をつくるのか。私は、そこまで見据えたまちづくりを今の段階から考えておく必要があると考えます。

ドラゴンズが公表している新しいファーム拠点の構想では、単なる野球施設ではなく、ドラゴンズ・ベースボールタウン構想として若手の育成はもとより、プロ・アマの交流、少年野球や女子野球への支援、アマ指導の育成など、地域に開かれた拠点を目指すとされています。つまり、これは球場を造るという話ではなく、スポーツを核

として、人及び交流を生み、子どもたちを育て、地域経済を動かすというまちづくりそのものにつながる可能性があります。

そこで、質問をいたします。

(1) 誘致の意義について。

正式に誘致を表明されましたが、本市にとってどのような意義があるのか伺います。

公募には3つの公募条件があります。(2) 球団の3つの公募条件について。

ア、1つ目として、「立地、敷地及び施設」について、条件は満たせるのか伺います。

イ、2つ目として、事業スキームにおいて「自治体からの効果的な支援や協力がいただけること」とあるが、どのように考えているのかお伺いします。

ウ、3つ目として、地域との連携について「自治体、市民、ファン、地域の団体、企業等と継続して良好な関係を築けること」及び「ドラゴンズ・ベースボールタウン構想に賛同し、公民連携によりスポーツを通じた社会貢献に取り組んでもらえること」とあるが、どのように考えているのか伺います。

(3) 誘致に向けた取組について。

これまでに様々な取組をされていると思いますが、その取組をお伺いいたします。

(4) 誘致に向けた2次提案の取組について。

今後どのように2次提案に取り組んでいくのか伺います。

(5) 誘致におけるまちづくりについて。

現在、小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の策定が進められていますが、誘致におけるまちづくりを新たに計画に盛り込み、整合性を図っていく考えはないのか、お伺いをいたします。

以上、誠意ある答弁を期待いたしまして、本項目についての1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市長公室長（駒瀬勝利）

それでは質問項目1、中日ドラゴンズ2軍誘致を見据えたまちづくりについての

(1) 誘致の意義について。

正式に誘致を表明されたが、本市にとってどのような意義があるのかについてであります。中日ドラゴンズのファーム拠点誘致は、単にプロ野球の施設を整備するというものではなく、本市の将来を見据えたまちづくりにつながる大きな可能性を持つ取組であると考えております。

プロ野球チームのファーム拠点を誘致することにより、試合や練習見学などを目的に、1年を通じて市内外から多くの人々が訪れることが期待され、交流人口や関係人口の拡大につながることで、地域のにぎわいづくりや地域経済の活性化が期待できるほか、本市の魅力発信にも大きな効果が期待されるものと考えております。

また、プロ野球選手が日常的に活動する環境が身近にあることで、子どもたちがトップレベルのプレーや努力する姿に触れる機会が増え、スポーツへの関心を高めるとともに、夢や目標を持つきっかけづくりにつながるものと考えております。

さらに、学校や地域との交流事業などが実現すれば、青少年の健全育成やスポーツ振興にも大きく寄与し、市民がスポーツに親しむ機会の充実や健康づくりへの意識の醸成にもつながるものと期待をしております。

加えて、ファーム拠点は野球ファンだけではなく、様々な人々が集う交流拠点となる可能性を有しており、市民の誇りやシビックプライド、郷土愛の醸成にもつながり、特に本市が進める東部地域の活性化においては、新たなにぎわいや交流の核となり、地域全体の発展を促す効果も期待されるところであります。

このように、中日ドラゴンズのファーム拠点誘致はスポーツ振興にとどまらず、地域経済の活性化、人材育成、交流人口の拡大、本市の魅力向上など、多面的な効果が期待できるものであります。

また、本市のまちづくりの基軸である3つの都市ヴィジョン「子ども・夢チャレンジNo. 1都市」「健康・支えあい循環都市」「魅力・活力創造都市」の実現にも資する、本市の将来を見据えた重要な取組であると考えております。

続きまして、(2)球団の3つの公募条件についてのア、立地・敷地及び施設について条件は満たせるのかについてであります。中日ドラゴンズが公表している公募条件では、立地・敷地及び施設としてバンテリンドームナゴヤから車で原則1時間以内であり、公共交通機関で無理なくアクセスできること。利用可能面積がおおむね7万から8万平方メートル程度で、球場や関連施設を適切に配置できる一団の土地であることなどが求められております。

また、メイン球場、サブ球場、サブグラウンド、屋内練習場、クラブハウス、選手寮、駐車場などの整備が可能であることや、20年から30年以上継続して利用できることも条件として示されております。

本市におきましては、こうした条件や球団の考え方を踏まえ、小牧市民球場を中心とした小牧市総合運動場を候補地として誘致に取り組んでおります。小牧市総合運動場は、敷地面積約9万2,000平方メートルを有しており、公共交通機関によるアクセスには一定の課題があるものの、交通利便性や敷地規模など球団が示す条件を備えて

いるものと考えております。

なお、他球団のファーム拠点の誘致事例では、球場やグラウンドなどの施設配置の自由度や、将来的な拡張余地なども選考の重要なポイントとなっております。このため、2次提案に当たっては、東部地区の小・中学校再編により生じる陶小学校跡地などを活用した魅力ある提案を行ってまいりたいと考えております。

次にイ、事業スキームにおいてであります。事業スキームにおいて自治体から効果的な支援や協力がいただけることとあるが、どのように考えているのかについてであります。事業スキームに関しましては、ファーム拠点の各施設の整備・運営に当たり、球団が長期にわたり安心して活動できる環境を整えとともに、本市に期待される効果や将来的な持続可能性を踏まえながら、行政負担とのバランスを図ることが重要であると考えております。

このため、施設整備や周辺インフラの整備、関係機関との調整などにおいて、行政として担うべき役割を整理しながら、球団にとっても本市にとっても持続可能な事業スキームとなるよう検討を進めているところであります。

なお、具体的な事業スキームやこの後お尋ねをいただいております今後の取組につきましては、公募手続の公平性や今後の球団との協議内容にも関わることから、現時点ではお答えすることは差し控えさせていただきますが、ファーム拠点誘致が本市と球団のみならず、市内企業や各種団体、市民、地域にとっても持続可能で魅力的な取組となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

次にウ、地域との連携について。

自治体、市民、ファン、地域の団体、企業と継続して良好な関係を築けること及びドラゴンズ・ベースボールタウン構想に賛同し、公民連携によりスポーツを通じた社会貢献に取り組んでもらえることとあるが、どのように考えているのかについてであります。球団がファーム拠点誘致の公募条件として、立地条件や事業スキームなどと合わせて地域との連携を掲げたことは、本市が誘致活動に取り組む重要な要素となっております。

球団が示すファーム拠点のコンセプトであるドラゴンズ・ベースボールタウン構想では、誰もが高め合う最高の育成環境、地域へ届ける野球振興の拠点、地域とともに歩む持続可能な運営モデルの3つの視点が示され、具体的な取組として、世代や立場を超えた交流、地域全体の野球文化の底上げ、地域の共有資産としての価値の向上なども掲げられており、地域のにぎわいづくりやコミュニティ形成にも寄与するものと考えております。

本市といたしましては、ファーム拠点を単なる野球施設として捉えるのではなく、

市民、企業、各種団体、地域及び球団が継続的に連携しながら、地域の活性化やまちの魅力向上につなげていくための拠点として位置づけております。

そして、スポーツを通じて地域に新たな価値を生み出すとともに、多様な主体が関わる持続可能な地域づくりを進めることで、現在策定中の小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画で掲げた町のコンセプト「ずっと「わたしのまち」こまき」の実現につなげていきたいと考えております。

続きまして、(3)誘致に向けた取組について、これまでの取組についてお尋ねいただきました。

本市では、ファーム拠点誘致を正式表明した後、市長公室を事務局として関係部署8部13課、15人の職員で構成する庁内横断的なプロジェクトチームを設置し、候補地の検討をはじめとした公募条件への対応や、地域活性化などについて検討を進めてまいりました。その結果、7月17日に締め切られた1次選定を通過し、2次提案の対象自治体に選出されたところであります。

また、市民や企業・団体の皆様と連携し、応援動画や応援署名の募集、企業・団体への賛同の呼びかけ、若手職員を中心とした27人のドラゴンズ歓迎隊によるPR活動、毎週金曜日のドラゴンズデーの実施など、誘致に向けた機運醸成に取り組んでまいりました。

その結果、現在までに40件の応援動画の御協力をいただくとともに、約1万人からの応援署名、140を超える企業・団体からの御賛同をいただいております。さらに、こうした取組により本市が積極的に誘致活動を進めていることが、新聞やテレビなど各種メディアにも取り上げられており、市民の機運醸成にもつながっているものと考えております。

今後も、市民・企業・団体の皆様とのさらなる連携を図りながら、2次提案に向け、本市ならではの強みや魅力が十分に伝わる提案となるよう検討を進めてまいります。

次に、(4)誘致に向けた2次提案の取組について。

今後どのように取り組んでいくのかについてであります。10月30日が締切りとなる2次提案につきましては、本市の強みや特色を生かした内容となるよう、現在検討を深めているところであります。

施設配置や事業手法、周辺交通や安全対策、プロスポーツと市民スポーツとの両立、地域との連携方策、さらにはスポーツを生かしたまちづくりなど、より具体的な提案内容について検討を進めております。

また、単に金銭的な支援のみを競うのではなく、これまでの機運醸成の取組を通じて得られた市民・企業・団体の皆様の関心や期待、多様な主体とのつながりを生かし

ながら、地域活性化や子どもたちが夢や目標を持つきっかけづくりにつながる取組など、本市ならではの地域連携の在り方についても検討を進めております。

今後は、専門的な知見や他自治体の事例も参考にしながら、球団が求める条件を踏まえつつ、本市の将来のまちづくりに資する提案となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

次に、（５）誘致におけるまちづくりについて。

現在、小牧市まちづくり推進計画第３次基本計画の策定が進められているが、誘致におけるまちづくりを新たに計画に盛り込み、整合性を図っていく考えはないのか、についてであります。ファーム拠点の誘致につきましては、10月30日締切りの２次提案の後、さらなる選定を経て、来年５月頃に優先交渉権者が決定される予定であり、その後、各種手続や施設整備などを経て、2030年代前半の移転を球団は目指しております。

ファーム拠点の誘致は、本市にとって重要な取組ではありますが、現時点では誘致の可否が決定しておらず、また仮に誘致が実現した場合においても、球団が目指すファーム拠点の構想と本市のまちづくりの方向性との調整や、具体的な事業内容の検討などには相応の時間を要するものと考えております。

このため、ファーム拠点の誘致を前提としたまちづくりについて、現在策定を進めております小牧市まちづくり推進計画第３次基本計画に当初から位置づけることは難しいと考えております。一方で、ファーム拠点の誘致は、本市の将来のまちづくりに大きな影響を与える可能性を有する重要な取組であることから、今後、誘致の進捗状況や事業内容の具体化を踏まえながら、適切な時期に反映をしていきたい。そのように考えております。

以上となります。

○８番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。（１）の誘致の意義については、まちづくりにつながる大きな可能性を持ち、にぎわいづくり、地域経済の活性化が期待できるとともに、子どもたちが夢や目標を持つきっかけとなり、さらには東部地域の活性化にも視点を置き、誘致が重要な取組であると答弁をいただきました。また、これは誘致の価値、重要性が確認できました。

この意義は、誘致に取り組むまず出発点であると思います。この意義を市民の皆様へ十分に広報していただき、理解を得ることも大変重要なことだと思います。

（２）であります。球団の３つの公募条件であります。

アの立地・敷地及び施設であります。陶小学校跡地等を将来的な拡張余地として

の可能性も考えながら検討されていることが分かりました。また、敷地面積について、約9万2,000平方メートルを有しているとありました。候補地は丘陵地となっていることから、のり面が多く見られます。実際に有効活用できる平地面積の確認に当たっては、公簿面積はもとより、実測面積の確認も必要になってくるものと考えます。

イの自治体からの効果的な支援や協力については、小牧市に期待される効果や将来的な持続可能性を踏まえながら、行政負担とのバランスを図っていくことが重要であるという認識を確認できました。

ウについては、ファーム拠点を市民、企業、各種団体、地域及び球団が継続的に連携しながら、地域活性化やまちの魅力向上につなげていくための拠点として位置づけるとともに、多様な主体が関わる持続可能な地域づくりを進めていくということが確認ができました。

そこで再質問をいたします。

誘致実現の場合、総合運動場において市民、少年野球及び高校野球などの利用ができないこととなりますが、市民等に対してどのように利用機会を確保していくのか、お伺いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

誘致が実現した場合、現在総合運動場を利用されている少年野球や高校野球、サッカーなど、幅広いスポーツ活動への影響については十分に調整を行う必要があるものと考えております。このため、ファーム拠点に整備される球場やグラウンドにつきましては、選手の活動に支障がない範囲で市民などが利用できるよう、球団と協議をしてまいりたいと考えております。

また、学校再編に伴い生じるグラウンドや体育館などにつきましても、地域のスポーツ活動の場として活用する可能性について検討をしてまいります。

さらに、旧名古屋造形大学跡地において、学校法人同朋学園が学生のクラブ活動などで使用するための野球場などの整備を進められておりますが、同学園からは学生利用に支障のない範囲において、地域利用の可能性についてもお話をいただいているところであります。

いずれにいたしましても、関係団体や関係機関と協議・調整を行いながら、市民スポーツ活動に大きな影響が生じないよう、利用機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○8番（余語 智）

ありがとうございました。少年野球、高校野球、サッカーなどの活動場所の確保に

については、学校再編に伴い生じる学校跡地を活用することも検討していくことが分かりました。また、旧名古屋造形大学跡地で整備を進められている野球場について、地域利用の可能性についてもお話をいただいていることが分かりました。市民等の利用場所の確保については、誘致の取組と並行して検討していく必要があると考えます。

(3) これまでの取組では、庁内横断的なプロジェクトチームを設置し、公募等に向けた対応や、市民や企業・団体と連携した応援動画、応援署名、賛同の呼びかけなど、多岐にわたる取組をされてきたことが分かりました。また、若手職員のドラゴンズ歓迎隊によるPR活動、毎週金曜日のドラゴンズデーの実施などは、来庁される市民の皆様方には大きなPRにつながっているものと思います。私も微力ながら、ドラゴンズユニフォームを着用して応援させていただいております。

そこで質問をいたします。

誘致に向け様々な取組をされていますが、市民の機運をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

さきにお答えしましたとおり、ファーム拠点誘致に向けた応援動画や応援署名、企業・団体からの賛同など、市内外の方々をはじめ、多くの皆様から応援の声をお寄せいただいております。

また、市では地元地区の集まりや各種団体の会合、お祭りなどのイベントにも積極的に出向き、市長をはじめ、市職員が誘致の趣旨や目的について説明を行うなど、機運醸成に努めているところであります。こうした取組や応援動画、署名活動への協力状況などから、誘致に対する関心や期待は着実に高まっているものと受け止めております。

一方で、市民の皆様の中には、まだ本取組について十分に知られていない方もお見えになることから、今後も様々な機会を通じて周知や情報発信に努め、2次提案に向けてさらなる機運醸成を図っていきたいと考えております。

そして、ファーム拠点誘致を行政だけの取組にとどめるのではなく、より多くの市民・企業・団体の皆様に、自分たちの町に関わる取組として関心を持っていただき、応援や参加の輪を広げながら、オール小牧で誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上となります。

○8番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。市としても、誘致に対して市民の皆様の関心や期待が高まっていると受け止めていることが分かりました。これからも、一人でも多く

の方々の輪を広げながら取り組んでいただきたいと思います。

(4)でありますけど、2次提案の取組では、施設配置や事業手法、周辺交通や安全対策などとともに、スポーツを生かしたまちづくりの検討を進めていることが分かりました。また、専門的な知見も参考にしながら、まちづくりにつながる提案となるよう検討していくことが確認できました。

取組のうち周辺交通については、小牧市は、東名・名神・中央自動車道の結節点にあり、さらに名古屋高速道路、県営名古屋空港及び名鉄小牧線もあり、利便性は比較的高いと思います。野球観戦に来る方々は、どのような交通手段で球場まで来るのでしょうか。球場まで良好な交通手段が必要であると考えます。

そこで、試合開催を前提にした新たな交通網を提案いたします。

1つ目は、県営名古屋空港、小牧駅、小牧原駅のそれぞれの3か所から球場まで送迎するドラゴンズシャトルバスの運行であります。2つ目は、市内各地域から球場まで送迎するA I デマンド交通の運行であります。3つ目は、学校再編による学校跡地の運動場を活用したパーク・アンド・ライドであります。この3つの交通手段を組み合わせることで、スムーズな野球観戦につながるものと考えます。また、球場周辺の住民の方々にとっても、渋滞のない良好な生活環境の確保ができるものと考えます。

それでは、再質問いたします。

事業を展開するに当たって、市民の参画というものはとても重要であると思います。誘致による取組について、行政だけではなく市民や企業・各種団体が一体となった誘致推進組織を設立し、オール小牧で機運を高めていく取組を進める考えはあるのか、お伺いをいたします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

誘致活動を進めるに当たりましては、行政だけではなく市民・企業・各種団体の皆様との連携が重要であると考えております。これまでも、小牧商工会議所による会員事業所の賛同書の取りまとめをはじめ、小牧青年会議所によるPR活動や署名活動への協力など、多くの皆様の御協力をいただきながら、官民が連携して誘致活動を進めているところであります。

議員御提案のような誘致推進組織につきましては、地域の一体感や機運の醸成を図る上で有効な手法の一つであると認識をしております。一方で、現在は既に多くの企業や団体の皆様から様々な形で御協力をいただいております、関係者との連携体制も構築されておりますことから、新たな組織の設立については現時点では考えておりません。

今後も、それぞれの立場や強みを生かしながら連携を深め、本市の魅力や熱意が球団に十分伝わるよう、誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○8 番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。誘致活動に当たっては、行政だけでなく市民・企業・各種団体との連携の重要性は認識しているものの、現時点では誘致に向けた組織までは考えていないことが確認できました。

先ほども答弁いただきましたように、行政が様々な取組をされていることは分かりましたが、市民の皆様から直接声を聞く取組が若干薄いように思います。市民の皆様から誘致の取組について、こうしたらどうかとか、交通アクセスはこうしたら便利になるのではないかなど、市民目線の貴重な意見を直接聞くことも大事な取組だと思います。

（５）であります。

（５）について、誘致の可否が決定しておらず、時間も要することから、まちづくり推進計画第３次基本計画への位置づけは難しいということが分かりました。それでは、市長へ最後の再質問をいたします。

誘致が実現した場合、単に２軍施設を受け入れるだけでなく、スポーツのまち小牧として地域ブランドを確立する絶好の機会になると考えますが、小牧市のまちづくりの将来像をどのように描いていくのか、見解をお伺いします。

○市長（天野正基）

余語議員の質問にお答えいたします。

仮に、中日ドラゴンズのファーム拠点誘致が実現した場合、私はこれを単なる野球施設の誘致ではなく、小牧市の未来を大きく切り開く可能性を持つまちづくりのプロジェクトであると捉えております。

本市は、これまで交通利便性を生かした産業都市として発展するとともに、本市の都市ヴィジョン「子ども・夢チャレンジＮｏ．１都市」の実現に向け、こまきこども未来館をはじめとした子ども・子育て施設の充実や、史跡小牧山をはじめとする歴史文化資源の活用など、本市ならではの強みを生かしたまちづくりを進めてまいりました。

中日ドラゴンズのファーム拠点は、そうした本市の魅力に新たな価値を加え、小牧の名を全国へ発信するとともに、市民の誇りや地域の活力を高める大きな契機になり得るものと考えております。

私はこの誘致を契機として、本市が掲げる３つの都市ヴィジョンをさらに前進させるとともに、特に子育てや仕事に日々向き合う現役世代が小牧で暮らすことに喜びや誇りを感じ、住み続けたい、子育てしたいと思えるまちづくりにつなげていきたいと

考えております。

また、球団・市民・企業・地域団体及び行政が連携しながら、スポーツを通じた交流やにぎわいを創出することで、スポーツを生かした新たな交流拠点都市としての魅力を高め、市内外から選ばれるまちを目指してまいります。

さらに、ファーム拠点誘致の効果を市全体へ波及させるため、スポーツを通じた交流やにぎわいの創出、子どもたちの夢や挑戦を応援する環境づくり、市民の健康増進や地域経済の活性化などにつなげながら、市全体の活力向上を図っていきたいと考えております。

私は、この誘致は未来の小牧への投資であり、次の世代へ夢と希望をつないでいくための挑戦であると考えております。市民の皆様、企業、地域団体の皆様と力を合わせながら、本市のまちづくりの基軸となる3つの都市ヴィジョンや、まちのコンセプト「ずっと「わたしのまち」こまき」の実現、そして将来にわたり市民が誇りと愛着を持てるまちづくりに取り組んでまいります。

○8番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。ファーム拠点誘致が実現した場合、単なる野球施設の誘致ではなく、小牧市の未来を大きく切り開く可能性を持つまちづくりのプロジェクトであると捉えられていることが確認できました。さらに、誘致を未来の小牧への投資であり、次の世代へ夢と希望をつないでいくための挑戦であると力強い御答弁をいただきました。

結びとなりますが、冒頭申し上げましたように、今回の誘致は単に中日ドラゴンズ2軍拠点施設を小牧市に持ってくるというものではありません。子どもたちに夢を与え、人を呼び、交流を生み、地域経済を活性化し、そして小牧市に誇りを持つ。そのような、まちづくりの起爆剤となる可能性を秘めていると考えます。

1次選定を通過した今だからこそ、誘致そのものだけを見るのではなく、誘致の先にある小牧市の姿を市民の皆様と共有し、行政・市民・地域・企業・団体が一体となって挑戦を成功に結びつけ、将来のまちづくりにつなげていくことを期待いたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

次に、永井孝典議員。

○15番（永井孝典）

皆さんこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、私からは事前通告しております質問項目1点について、お伺いさせていただきます。

令和8年第1回定例会におきまして、篠岡地区の学校再編に関連した議案が採決さ

れ、令和9年の春には小学校2校、中学校2校の体制を目指して準備が進められておりますが、去る7月25日に私の地元の北里地区でも「北里地区の学校を考える会」が立ち上がり、1回目の会議が開催されたところでございます。

学校という施設は、子どもたちの教育と成長の場であると同時に、地域のコミュニティの核でもありますし、防災拠点としての役割も担っている重要な施設だと思いますので、その存続や運用は、校区内の地域住民の理解やその合意形成がとても重要であると思っております。

そこで、お伺いしたいと思います。

質問項目1、北里地区の学校再編について。

(1) 北里地区における学校再編の基本的な考えについて。

アとしまして、現状認識についてお伺いします。

イとしまして、学校再編の方向性についてお伺いいたします。

ウとしまして、小中一貫校の導入についてお伺いします。

続きまして、(2) 通学環境について。

今後、学校再編が進んだ場合、児童生徒の通学距離や通学手段について、どのように対応していくのかお伺いいたします。

先月には、市内の小学生が交通事故で亡くなるという痛ましい事故も発生しました。改めて、事故に遭われた児童の御冥福をお祈りしますとともに、御遺族には心よりお悔やみ申し上げます。

続きまして、(3) 今後の進め方について。

北里地区の学校再編について、今後どのようなスケジュールで議論を進められるお考えなのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○教育部長（矢本博士）

それでは質問項目1、北里地区の学校再編について。

(1) 北里地区における学校再編の基本的な考え方について。

アとして、現状認識についてであります。

北里地区におきまして、学校再編の議論を開始した背景には、大きく児童生徒数の減少と学校施設の老朽化という2つの課題があります。まず、児童生徒数につきましては、北里地区におきましても長期的な減少傾向が続いております。昭和50年代には、

北里小学校と小木小学校の児童数が合わせて約1,600人に達していましたが、現在は約700人まで減少しており、今後も出生数の推移から緩やかな減少が続くものと見込んでおります。

次に、学校施設の状況につきましては、北里小学校と北里中学校はともに築60年以上、小木小学校も築50年以上が経過しており、いずれの学校も老朽化が進んでおります。北里地区につきましては、篠岡地区のように急激な児童生徒数の減少が見込まれているわけではありませんが、3校全てで施設の老朽化が進んでいることから、建て替えの議論と学校再編の議論を一体的に進めるべき時期に来ていると考えております。

そのため、将来にわたって子どもたちにとって望ましい教育環境を提供し続けることを目的として、地域や保護者の皆様の御意見を伺いながら、北里地区における学校再編の検討を開始したものであります。

以上であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、イ、学校再編の方向性についてのお尋ねでございます。

北里地区の学校再編につきましては、教育委員会といたしまして、北里小学校、小木小学校、北里中学校の3校を1校に再編し、北里小学校及び北里中学校の敷地を活用して、新たな学校を設立する方向で協議検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

その理由といたしまして、まず、北里地区では児童生徒数の減少傾向が続いておりまして、将来的にも緩やかな減少が見込まれていることが挙げられるところであります。また、北里小学校と北里中学校はともに築60年以上、小木小学校も築50年以上が経過しておりまして、3校全てにおいて施設の老朽化が進んでいる状況にあります。

こうした課題に対応するためには、単に校舎を建て替えるだけではなく、将来の児童生徒数や教育環境を見据えながら、学校再編と施設整備を一体的に検討していくことが重要であると考えておるところであります。

また、北里地区は北里小学校と北里中学校の1小学校、1中学校体制であった歴史的な背景があります。さらに、現在も北里小学校と小木小学校の児童の多くが北里中学校へ進学しておりまして、3校間ではPTA活動をはじめ、様々な交流や連携が行われているところです。

加えて、北里小学校と北里中学校は敷地が隣接しているために、両校の敷地を一体的に活用することで、約4万平方メートルの広い敷地を確保することができまして、多様な教育活動や将来的な学校施設の整備に柔軟に対応できるものと考えております。

また、新たな学校については、小牧市新たな学校づくり推進計画の考え方に基づき

まして、小中一貫校の設立を前提として、その効果や課題を十分に検討しながら協議を進めていきたいと考えております。

次に、ウ、小中一貫校の導入についてでございます。

小中一貫教育につきましては、令和7年第2回定例会の余語 智議員の一般質問でもお答えしたとおり、義務教育9年間を見通した連続性のある学びの充実や、小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での学習や生活に適應できない、いわゆる中1ギャップの解消などの効果が期待されるものでありまして、学校再編を契機として、本市にとってより最適な小中一貫教育について検討した上で、導入できる学校から順次導入していきたいと考えておるところであります。

北里地区の学校再編におきましては、学校施設の老朽化が進み、今後、同時期に建て替えを検討する必要があることから、施設整備と教育内容の両面を一体的に見直すことができる好機であると捉えております。

こうしたことから、小中一貫校を前提とした学校再編や、学校施設の整備に関する協議と並行して、本市にとって最適な小中一貫教育の在り方についても検討を進め、その成果を新たな学校づくりに反映してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、（2）通学環境について。

今後、再編が具現化した場合、児童生徒の通学距離や通学手段についてどのように対応していく考えなのかとのお尋ねであります。

先ほど教育長からお答えしましたとおり、教育委員会といたしましては、北里小学校、小木小学校、北里中学校の3校を再編し、北里小学校及び北里中学校の敷地を活用した新たな学校の設立を想定しております。

そのような中、北里地区におきましては、現在も多くの児童が北里中学校へ進学しており、再編後の通学路もおおむね定まっていることから、通学負担は一定程度抑えられるものと考えております。

一方で、通学距離が長くなる児童が多くなりますので、通学距離や通学時間に加え、交通量、防犯面、危険箇所の有無などを総合的に検証し、必要に応じて通学路の見直しや安全対策の充実などについて検討をしてまいりたいと考えております。

また、スクールバスの導入につきましては、現時点で具体的な計画はありませんが、今後、再編計画の具体化に合わせて運行を検討する場合は、対象となる児童数や通学距離、運行経費や運行の継続性などを踏まえながら検討していきたいと考えております。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、（３）今後の進め方について。

今後どのようなスケジュールで議論を進めていくかのお尋ねでございます。

北里地区の学校再編につきましては、まずは地域の皆様や保護者、学校関係者などで構成する北里地区の学校を考える会におきまして、北里地区における学校再編の在り方や、小中一貫校の導入に期待される効果、解決すべき課題などについて幅広く協議検討を行っていきたいと考えております。

また、北里地区の学校を考える会での議論に加え、保護者や地域住民、児童生徒の皆様からもアンケートや意見交換会等を通じて、幅広く御意見を伺いながら検討を進め、その上で、令和９年度中を目標に学校再編の具体的な方策を取りまとめた北里地区学校再編計画及び新しい学校づくりの基本的な考え方や施設整備の方向性を示す基本構想・基本計画を作成していきたいと考えております。

なお、学校施設の建て替えには、基本構想や設計、工事などを含めると、開校までに少なくとも６年程度を要するため、将来を見据えた計画的な検討を早期に開始する必要があると考えております。

以上でございます。

○15番（永井孝典）

ありがとうございました。

（１）のア、現状認識についてですが、児童数の減少と学校の老朽化ということでした。私も今後の児童数がどうなるのかと、北里地区の令和２年度から令和７年度の５年間で生まれた子どもの数を調べさせてもらいました。年度によって若干の差はありますけれども、中学校区全体で見ると、各年度110名前後の子どもが生まれていることが分かりました。もう少し細かくいうと、北里小学校区では60名前後、小木小学校区では50名前後という数字でした。

私は、小木小学校区の藤島団地で生まれ育っておりますが、小学校当時の私の学年は４クラスあり、１クラス40名ほどおりました。中学校に上がりますと８クラスありましたので、１学年300名を超える同級生がいました。それと比較すると、３分の１ほどになってしまったことが昨今の少子化の進行を痛感するところであります。

昨年、小木小学校が設立50周年を迎えたところかと思います。北里小・中学校はもう少し古く、昭和37年、38年に建て替えられたと聞いておりますので、60年を超えてきたところでしょうか。どちらにしても半世紀を超えておりますので、施設の各所にも老朽化が発生していると思います。

昨年、市内の小・中学校の体育館に空調設備が一斉に取り付けられて、災害発生時

の避難場所として、夏場や冬場の利用にも不安が軽減されたところですし、今年3月の卒業式は暖かい空間で子どもたちの旅立つ姿を見送りましたが、校舎の各教室においても避難場所としての運用が考えられておりますので、校舎施設の老朽化に対しても早期に建て替えなどの対応が求められると考えます。

とはいえ、昨今の建設物価や人件費の高騰等、厳しい財政状況の中で同時期に複数建て替えるということが困難なのは理解いたします。小木小学校のOBとして、母校が時代の流れの変化の中に埋没してしまうのはいささか寂しいところですし、小木小学校設立への地元の方々の思いを聞くと、手放しで学校再編の話を受け入れるというのも難しいところがあります。

地域の方々の御要望や意見も聞きながら、学校再編事業を進めていただけたらと思いますし、私も地域の方々の御要望や意見をしっかりと聞いていきたいと思っております。

続きまして、イの学校再編の方向性についてですが、先ほどの話にもつながるところも多いんですけども、方向性としては3校を1校に集約するイメージで理解しました。また、御答弁にもありましたが、小木小学校、北里小中学校のPTA活動は、市内の他地域では類を見ない3校共同事業として、「このゆびとまれ」といったイベントも開催されており、私も地元の人間として大変誇らしく思っております。そのような背景もあって、北里地区の学校再編の方向性がつくられたのかと理解しました。

続きましてウ、小中一貫校の導入についてですが、期待するところは義務教育の連続性ある学びと、中1ギャップの解消、学校施設の建て替えに合わせた教育環境の整備と理解しました。後ほど、この件で再質問させていただきたいと思います。

続きまして、(2) 学校再編が具現化した場合の通学環境についてですが、先ほども申しましたように、先月起きた交通死亡事故のような痛ましい事故も起きておりますので、通学環境の十分な安全対策の検証をお願いしたいと思います。

また、スクールバスの導入に関しては、具体的な計画案はないとのことでしたが、私も通学ボランティアで子どもたちを見ておりますが、この時期低学年の子どもたちは本当に暑くてつらそうです。何度か、熱中症の初期症状を発症した児童を保護したこともありますし、私が当選した当初からスクールバスの導入を求める地元の声も多いので、前向きに御検討いただけることを強く要望いたします。例えば、低学年に限り夏場限定運用できないものかなど、様々な手法を御検討いただけると幸いです。

続きまして、(3) 今後の進め方、再編スケジュールですが、北里地区の学校を考える会を主に、協議検討を行われるのと併せて、保護者、地域住民、児童生徒からもアンケートや意見交換会を開催しながら、令和9年度中を目標に具体的な方策をまと

めて北里地区学校再編計画を策定されるスケジュールであることが分かりました。

これらの再編計画が出来上がって、さらにそこから何年か地元説明をはじめ、設計や入札、発注、建設工事と時間が必要になると思われます。現在の父兄や地元代表者だけではなく、これから児童生徒の父兄になる住民や、また小木小学校がこの先どのような用途・運用になるのかも意識していただけたらと思います。

要望が増えてしまいましたが、再質問に移らせていただきます。

(1) のウにおきまして、小中一貫校の設立を目指すと御答弁がありましたが、保護者や地域住民の理解が重要と思いますが、どのように進められるのか、お考えをお聞かせください。

○教育部長（矢本博士）

小中一貫校の設立につきましては、まずは北里地区の学校を考える会において、小中一貫校とはどのような学校なのか。どのような教育的効果が期待されるのか。また、どのような課題があるのかについて、先進事例も参考に理解を深めながら議論を進めてまいります。

さらに、学校を考える会での議論だけではなく、保護者や地域住民の皆様を対象とした説明会や意見交換会、アンケート調査やワークショップなどを実施し、幅広く意見を伺う機会を設けてまいります。

加えて、実際に学校生活を送る児童生徒の声についても、大切にしながら検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○15番（永井孝典）

ありがとうございます。保護者や地域の理解と協力を得ながら、かつ幅広く児童生徒の声も大切にして進めていただけたということでした。また、小中一貫校の期待される教育的効果など、先進事例を参考にし、さらには説明会、意見交換会、アンケート、ワークショップなども実施しながら進めていただけたとのことでした。

ワークショップという言葉もありましたので、ぜひとも住民の方々とともに、先進事例のある自治体へ出向き、施設を見学できるような機会を設けていただけたと、さらに北里地区の小中一貫校への期待や希望が湧き上がり、地元住民に親しみを持ってもらえる学校になると思いますので、先進事例施設研修のような企画も取り入れていただけたとうれしく思います。

最後の再質問になりますが、老朽化した学校施設の建て替えを進めるわけですが、現在の北里小学校、北里中学校のように、学校施設が隣接しているようないわゆる施設隣接型を選択肢として検討する考えはないか、お聞かせください。

○教育長（中川宣芳）

小中一貫校につきましては、同じ校舎で学ぶ施設一体型と、小学校と中学校の校舎をそれぞれ整備しながら隣接して配置する施設隣接型などの形態がございますが、教育委員会といたしましては、施設一体型を有力な選択肢の一つとして考えておるところでございます。

施設隣接型は、児童生徒の発達段階に応じた教育環境を確保しながら、小・中学校の連携を図ることができるという利点がございますが、北里地区では、小学校と中学校のいずれも老朽化が進んでおりまして、早期の対応が求められる状況にあります。

そのような中で、限られた財源や整備期間を踏まえたと、北里地区において連続して複数校の建設事業を実施することは容易ではなく、小学校または中学校のいずれかの建て替え時期が大幅に遅れることが想定されます。

一方で、施設一体型であれば施設整備を一体的・効率的に進めることができます。また、中学進学時の環境変化も少なく、9年間の連続した学びがより可能となり、幅広い異年齢交流による社会性の育成が実現可能となることや、教職員の連携を促進しやすくなるなど、小中一貫教育の効果を最大限発揮しやすいというメリットがございます。

また、北里小学校と北里中学校の敷地を合わせると、約4万平方メートルの敷地を確保できることから、施設一体型の整備についても十分検討可能な条件が整っているものと考えておるところであります。

このため、今後教育的効果や施設整備の効率性、事業費、維持管理面などを総合的に比較検討していくこととなりますが、現時点では、老朽化への対応を計画的かつ効率的に進める観点から、施設一体型がより有効な手法となる可能性が高いものと考えているものでございます。

以上であります。

○15番（永井孝典）

ありがとうございました。隣接型ではなく、一体型の校舎、学校施設を検討していることが分かりました。

私もいろいろな自治体に出向く機会があり、そこで様々な施策や施設を研修・見学する機会をいただいております。小牧市にとって、最初の小中一貫校を検討されているわけですから、市内だけでなく、県内市町村はもちろん日本全国からすごい公立学校が小牧に誕生したと言ってもらえるような学校になるよう、様々な課題はあると思いますが、地域住民が誇れる学校施設、教育環境を構築していただけることを期待して、私からの質問を全て終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月3日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

（午後4時07分 散 会）

令和 8 年小牧市議会第 3 回定例会議事日程（第 2 日）

令和 8 年 9 月 2 日午前 1 0 時 開議

第 1 諸般の報告

1 説明員出席要求者の報告

第 2 一般質問

1 個人通告質問

一般質問発言通告内容

個人第1号 氏 名 加藤 晶子

質　問　項　目		備　考
No. 1	選挙のバリアフリーの推進について	
要 旨	(１) 選挙のバリアフリーに対する取組について - ア 代理投票の状況について伺う。 - イ 投票支援カードの活用状況について伺う。 (２) 投票支援に関するわかりやすい情報提供について 市のホームページにおいて、投票支援に関する情報を常設しているが、写真やイラスト等を活用し、よりわかりやすい情報提供を行うことについて見解を伺う。	

質 問 項 目 No. 2	大規模災害への備えについて	備 考
要 旨	(1) 災害時受援計画について - ア 想定している人的支援の内容について伺う。 - イ 他自治体や関係機関へ人的応援を要請する判断基準について伺う。 - ウ これまでの受援訓練の実施状況について伺う。 - エ 大規模災害発生時、避難所運営、罹災証明書発行、被災建築物応急危険度判定等、多くの業務が発生するが、最大で何人程度の応援が必要になると見込んでいるか伺う。 - オ 熊本地震や能登半島地震等の教訓を踏まえ、本市の受援計画における人的支援の課題認識について伺う。 (2) 災害ボランティアの受け入れについて 災害時に開設される「災害ボランティア支援センター」との連携体制について伺う。	

個人第2号 氏 名 星熊 伸作

質 問 項 目 No. 1	すい臓がんの対策について
要 旨	すい臓がんの早期診断プロジェクトであるいわゆる尾道方式は、地域のかかりつけ医が危険因子を持つ患者を特定し、腹部超音波検査や血液検査を行い、異常があれば中核病院でのＣＴ、ＭＲＩ、ＥＵＳなどの精密検査を段階的に紹介している。 医療機関と行政が連携することで、ステージ０～１の早期すい臓がんの発見が可能となり、５年生存率の向上にもつながっている。 （１）すい臓がんの早期発見について ア 本市の現状について伺う。 イ 尾道方式のように、かかりつけ医と専門医療機関が連携した早期診断体制の必要性について、市の見解を問う。

個人第2号 氏 名 星熊 伸作

質　問　項　目 No.　２	障がい者の支援について	備　考
要 旨	(１) 就労支援事業について - ア 就労継続支援Ａ型事業所の過去５年の設置状況の推移について伺う。 - イ 就労継続支援Ａ型事業所の過去５年の利用者数の推移について伺う。 - ウ 就労継続支援Ａ型事業所の経営環境の課題認識について伺う。 - エ 就労支援事業所の収益向上のための取組について伺う。 (２) 相談支援専門員について - ア 配置状況を伺う。 - イ 担当している利用者数について伺う。 - ウ 本市における障がい福祉サービスのセルフプランの割合について伺う。 (３) 障がいのある方の「親亡き後」の備えについて - ア 住まいの確保について伺う。 - イ 日常生活支援について伺う。 - ウ 成年後見制度の利用について伺う。	

質 問 項 目 No. 1	災害等の避難所への入浴設備設置について	備考
要 旨	本年7月に発生した熊本地震では、今なお復旧作業の遅れや、断水・猛暑の厳しい環境での避難生活が続いていることが報道されている。これに先立つ3月の共同通信社の調査では、政府は令和6年の能登半島地震を機に自治体向けの災害避難所運営指針を改定し、シャワーや仮設風呂等の入浴設備について、国際基準の「スフィア基準」に沿って「50人に一つ」と明記したが、主要87市区の74%にあたる64市区で基準を満たしていない実態が判明した。発災後の避難生活において、入浴機会の不足による衛生状態の悪化は、感染症や心身のストレスを招きかねないが、学校や公民館等多くの指定避難所の改修予算や新たな設置場所の確保が課題となっている。 (1) 国の改定した災害避難所の入浴設備に関する基準について ア 概要について問う。 イ 入浴設備として運用が想定されるものについて問う。 (2) 本市の災害避難所の入浴設備設置状況について ア 対象となる避難所の状況について問う。 イ 基準を満たすための課題について問う。 ウ 基準未達成の避難所の今後の方策について問う。 (3) 地域防災計画における位置づけについて 地域防災計画への反映について問う。	

—93—

(概要版)

個人第4号 氏 名 小川 真由美

質 問 項 目 No. 1	誰もが安心して暮らせる防犯対策の強化について	備考
------------------	------------------------	----

要 旨	市民が安心して暮らすためには、犯罪が起きてから対応するのではなく、犯罪を未然に防ぐ「防犯対策」が最重要です。 近年は、従来からある自転車盗や侵入盗などに加え、特殊詐欺、SNSを利用した詐欺など、犯罪の手口も多様化しています。 特に特殊詐欺については、高齢者だけでなく、幅広い世代が被害に遭う可能性があり、デジタル化の進展に合わせた新たな防犯対策が必要です。また、子どもたちの安全を守るためには、学校や家庭だけでなく、地域全体で見守る体制を強化していくことが重要です。 (1) 小牧市の犯罪状況について ア 過去5年の刑法犯認知件数の推移を伺います。 イ どのような犯罪が増加傾向にあるか伺います。 (2) 小牧駅周辺に3灯設置されている防犯灯兼防犯カメラについて 平成18年に設置されたスーパー防犯灯3灯の現状について伺います。 (3) 子どもを守る地域防犯について 子どもたちが安心して登下校できる環境整備は、行政の重要な責務です。小牧市では、地域の皆さんによる登下校時の見守りや「こども110番の家」など、様々な取組が行われていますが、地域によって担い手の高齢化や人手不足などの課題もあることから、今後、学校、PTA、地域住民などと連携し、持続可能な子どもの見守り体制を構築していく考えについて伺います。	
----------------	--	--

個人第4号 氏 名 小川 真由美

質問項目 No. 2	孤独・孤立対策推進法を踏まえた取組について	備考
要旨	近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄化し、孤独や孤立を感じながら生活する方が増えています。 国においては、令和５年６月に「孤独・孤立対策推進法」が公布され、令和６年４月から施行されました。この法律では、孤独・孤立の状態にある方への支援だけでなく、孤独・孤立を生まない社会をつくること、そして、行政、地域、民間団体、ＮＰＯなどが連携して取り組むことが重要とされています。 (１) 孤独・孤立対策推進法施行後の取組について 小牧市では、法律の施行を受けて、連携体制や相談支援体制などについて、どのような取組を進めてきたか伺います。 (２) 高齢者の孤独・孤立対策について 年々増加傾向にある高齢者の孤独・孤立対策の取組を伺います。	

—97—

個人第5号 氏 名 鈴木 裕士

質 問 項 目 No. 1		自治体システム標準化の移行状況について	備考
要 旨	(1) 本市の移行状況について 令和8年9月に移行する予定であったと思うが、現在の状況 はどうか問う。 (2) 他自治体の状況について 愛知県内の自治体の移行状況はどのようなになっているか問 う。		

質 問 項 目 No. 1	中日ドラゴンズ2軍誘致を見据えたまちづくりについて	備考
要 旨	(1) 誘致の意義について 正式に誘致を表明されたが、本市にとってどのような意義があるのか問う。 (2) 球団の3つの公募条件について ア「立地、敷地及び施設」について、条件は満たせるのか問う。 イ 事業スキームにおいて「自治体からの効果的な支援や協力がいただけること」とあるが、どのように考えているのか問う。 ウ 地域との連携について「自治体、市民、ファン、地域の団体、企業等と継続して良好な関係を築けること」及び「ドラゴンズ・ベースボールタウン構想に賛同し、公民連携により、スポーツを通じた社会貢献に取り組んでもらえること」とあるが、どのように考えているのか問う。 (3) 誘致に向けた取組について これまでの取組を問う。 (4) 誘致に向けた2次提案の取組について 今後、どのように取り組んでいくのか問う。 (5) 誘致におけるまちづくりについて 現在、「小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画」の策定が進められているが、誘致におけるまちづくりを新たに計画に盛り込み、整合性を図っていく考えはないのか問う。	

[illegible]

[illegible]

質 問 項 目 No. 1	障がいのある子どもと家族への支援体制について	備考
要 旨	国は、児童発達支援センターを地域における障がい児支援の中核として位置づけている。本市は、あさひ学園を児童発達支援の拠点と位置づけ、市単独事業として法定の児童発達支援センターとは異なる役割を担ってきた。地域の中核機能は民間の児童発達支援センター２か所との連携で担われている。また、本市が「家庭環境や境遇にかかわらず全ての子どもが等しく支援されるべき」との理念のもと実施してきた０～２歳児までの保育料の独自無償化は、障がいのある子どもの児童発達支援とは関連せず、保護者の経済的負担に差が生じている。障がいのある子どもとその家族が必要な支援に確実につながり、安心して子育てができる体制強化が必要である。 (１) 児童発達支援の地域拠点整備について - ア あさひ学園は、市の児童発達支援の拠点として位置づけられているが、今後どのような役割を担うべきと考えているか問う。 - イ 障害児支援利用計画におけるセルフプラン率は59.1%となっているが、この現状について、市の見解を問う。 - ウ 支援事業所間連携加算の活用等を促進し、支援を必要とする児童とその家族が、障害児相談支援を利用できる体制の整備について、市の考えを問う。 (２) 障がいのある子どもを持つ保護者の経済的負担の軽減について - ア ０～２歳児までの保育料の独自無償化の理念と、障がいのある子どもの保護者に経済的負担の差が生じている現状について、市の認識を問う。 - イ 少子化対策・経済的負担の軽減という無償化の目的を踏まえ、障がいのある子どもの児童発達支援にかかる利用者負担の軽減について、市独自の補助も含め検討する考えを問う。	

[illegible]

個人第10号 氏名 清水 隆宏

質 問 項 目 No. 1	大規模地震後の被災建築物応急危険度判定について	備考
要 旨	大規模な地震は、いつ、どこで発生するか予測できない。本市においても大規模地震への備えは重要である。地震発生後には被災した建築物による二次災害を防ぎ、市民の安全を確保するため、迅速な応急対応が必要となる。 その鍵となるのが、応急危険度判定士による建物の安全性の判定である。応急危険度判定士とは、大規模な地震発生時に余震などによる二次災害を防ぐため、被災した建築物の安全性を応急的に判定する専門的な知識と技術を有する者をいう。 (１) 応急危険度判定士について - ア 本市の登録人数について問う。 - イ そのうちの本市職員数について問う。 (２) 被災した場合の判定体制について - ア 現場における被災建築物の応急危険度判定は、誰が中心となって実施することを想定しているか問う。 - イ 本市登録の判定士数は、想定される被害規模（家屋倒壊棟数）に対して十分と言えるか問う。 (３) 自治体間の相互支援体制について - ア 本市や近隣自治体が被災した場合に、応急危険度判定士の相互支援体制はどのようになっているか問う。 - イ 応急危険度判定士の養成について、県とどのように連携しているか問う。	

個人第10号 氏名 清水 隆宏

[illegible]

個人第10号 氏名 清水 隆宏

[illegible]

個人第11号 氏名 佐藤 早苗

質 問 項 目 No. 1		安心して小学校生活をスタートできる環境づくりについて	備考
要 旨	5歳児から小学校1年生までの2年間は、いわゆる「架け橋期」と言われており、生涯にわたる学びや生活の基盤を形成する、極めて重要な時期であるとされています。幼稚園・保育園などから小学校へ「学びと育ち」を切れ目なくつなぎ、すべての子どもが安心して小学校生活をスタートできる環境を整えることが重要です。その移行をスムーズにするため、文部科学省では「幼保小の架け橋プログラム」を推進しています。また、障がいのある子どもや外国籍の子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもには、一人一人に応じた支援が必要です。 (1) 幼保小の架け橋プログラムについて ア 幼保小接続に向けた取組状況について伺います。 イ 子ども同士の交流や職員同士などの交流の実施状況について伺います。 ウ 幼保小における接続に向けたカリキュラム編成について伺います。 エ 小学校における接続に向けたカリキュラムの実践について伺います。 (2) 特別な配慮を必要とする子どもや家族への支援について 就学前の子どもを持つ保護者が安心して相談できる支援体制について伺います。		

個人第 1 1 号 氏 名 佐藤 早苗

質 問 項 目 No. 2	子どもから大人へつなぐ むし歯予防について	備考
要 旨	永久歯が生え始める学童期は、歯を守るために大切な時期です。この時期に身につけた歯みがきなどの習慣は、生涯の歯と口の健康につながります。 (１) むし歯の現状について 12歳児のむし歯のない者の割合の推移について伺います。 (２) 小学校でのむし歯予防について ア 取組について伺います。 イ 給食後の歯磨きの実施状況について伺います。 ウ フッ化物洗口の実施状況について伺います。	

個人第12号 氏 名 猪飼 健治

[illegible]

個人第12号 氏 名 猪飼 健治

[illegible]

個人第13号 氏 名 安江 美代子

質問項目 No. 1	北里地区の学校再編について	備考
要旨	北里地区における学校再編の方向性（案）として、「小中一貫校の設立を前提として協議・検討を進める」、「構想から開校まで６年間かかるから令和９年度末を目標にこの方針を決めたい」ということである。 小中一貫校は、本市でも例のないことであり、その検証も明確ではない。十分な住民説明と合意が必要と考える。 (１) 第１回北里地区の学校を考える会について - ア 学校再編の方向性として、小中一貫校の設立を前提とした理由について問う。 - イ 会の委員や住民から出された意見、要望について問う。 (２) 小規模校について - ア メリットを問う。 - イ 小木小学校を小規模校として残す選択肢はないのか問う。 (３) スクールバスについて 篠岡地区の学校再編ではスクールバスを出すことになったが北里地区についてはどのように考えるのか、見解を問う。 (４) 今後のスケジュールについて 構想から開校までに６年間かかるから令和９年度末を目標にこの方針を決める、というのは無理があると思うので、開校ありきではなく、住民説明と合意に時間をかけるべきだと思うが、 見解を問う。	

個人第14号 氏名 山田 美代子

質 問 項 目 No. 1	登下校時の安全対策について	備考
要 旨	子どもたちの登下校時の安全安心を守るために、様々な立場の人たちが関わっています。安全安心対策については、行政としてやらなければならないこと、行政にしかやれないこと等を考えてみた場合、平成13年度に廃止となった小牧市交通指導員制度（通称みどりのおばさん）を、今こそ、復活させるべきではないかと考えます。 （１）小牧市交通指導員について ア 廃止になった経緯を問う。 イ 廃止後の対応を問う。 （２）通学路の安全確保について ア 市内全小学校で登録された通学路パトロールボランティアの過去５年間の人数を問う。 イ 交通安全指導員の人数を問う。 ウ 市の安全確保についての考えを問う。 エ 交通指導員の復活が必要だと思うが、市の見解を問う。	

個人第15号 氏 名 河内 光

質 問 項 目 No. 1	巾下地区の道路事業について	備考
要 旨	様々な道路事業の中で、都市計画道路には愛知県を事業主体とする道路、小牧市を事業主体とする道路があり、これらの道路には個別固有の整備目的がある。例えば、隣接都市との連携路線、起終点が市町間をまたぐ一般県道、インターチェンジにつながる交通拠点を連絡する路線、災害時の緊急輸送道路などである。また、道路の用地買収や周辺整備工事を考えれば、膨大な予算と年月が必要となる。地域の皆様からは、完成を待ち望む多くの声、完成は期待するがその時期があまりにも不明瞭なことに対して様々な意見がある。 (1) 愛知県事業について 都市計画道路一宮春日井線の進捗状況について問う。 (2) 小牧市事業について ア 都市計画道路一宮舟津線の整備状況について問う。 イ 市道廣田1号線の整備状況について問う。	

個人第17号 氏名 伊藤 皇士郎

質 問 項 目 No. 1	離婚後の共同親権を含む子どもの利益の確保について	備考
要 旨	本年４月１日に施行された民法等の改正により、父母の離婚後の子どもの養育についての法律が見直され、親の責務や親権、養育費、親子交流などの様々なルールが新しくなった。 その中には父母の離婚後も協議で「共同親権」または「単独親権」を選べる選択的共同親権が導入されている。 子どもの権利を守るために今後の運用が期待される。 （１）本年４月の法施行後の離婚届提出時の状況について - ア 共同親権の選択状況について伺う。 - イ 養育費の取決め状況について伺う。 - ウ 子育ての分担の取決め状況について伺う。 - エ 親子交流の取決め状況について伺う。 （２）養育費確保支援制度の状況について 本年８月からの強制執行等申立助成が新設されたが内容について伺う。 （３）親子交流支援の現状について - ア 補助の内容について伺う。 - イ 親子交流支援事業の現在の申請状況を伺う。 - ウ 親子交流の取決めや本補助事業の活用を促す案内は行われているのか伺う。	

[illegible]

個人第18号 氏 名 黒木 明

質 問 項 目 No. 1	税金について	備考
要 旨	(1) 入湯税について 入湯税導入に対する市の見解を問う。 (2) 宿泊税について ア 宿泊税導入に対する市の見解を問う。 イ 愛知県が宿泊税を導入した場合、小牧市は導入を拒否することはできるのか問う。	

個人第19号 氏名 小沢 国大

質問項目 No. 1	米野小学校建て替え工事期間中の児童の学校生活について	備考
要旨	米野小学校建て替えに関する近隣住民への工事説明会が８月１８日に開催された。説明会の参加者からは建設的な質問や意見が多くあり、工事に関しては安全に十分配慮し、着実に進めていただくよう強く願うところである。説明会では工事に関する質問や要望事項が主な声として挙げられたが、説明会の後、参加者からは、児童の教育環境や運動、部活動に対する声が寄せられた。 住民の期待が高まっている中、建て替えに関する不安要素については、早期対応と早期解決が重要となってくる。 (１) 教育環境の安全確保について 住民説明会では工事中の安全対策について説明があったが、教育環境の安全確保について問う。 (２) 運動機会の保障について - ア 施設の使用制限の状況について問う。 - イ 代替の運動施設の確保について問う。 - ウ 児童の運動機会の維持・拡充策について問う。 - エ 部活動への影響について問う。 (３) 学校行事への影響について - ア 教職員の支援体制について問う。 - イ 行事等への影響について問う。 - ウ 地域・保護者との連携について問う。 (４) 学校開放について 工事期間中の地域の学校開放利用者に対し、今後どのような調整を行っていくのか問う。	

個人第19号 氏名 小沢 国大

質問項目 No. 2	小牧市民駅伝競走大会について	備考
要旨	今年、第45回小牧市民駅伝競走大会が予定されている。 数年にわたり走路員として走者を見守ってきたが、近年では参加者が減少しているように感じる場所である。加えて走路員を担っている方々の高齢化の影響もあり、思わぬアクシデントがあることやコースを確保することへの理解が得られていないと感じる場面もある。 小牧市民駅伝競走大会は今年で最後となるが、締めくくりとしてふさわしい運営をするべきである。 (1) 小牧市民駅伝競走大会の終了について 終了となった経緯について問う。 (2) 第45回小牧市民駅伝競走大会の運営について 今年で最後となる45回目の小牧市民駅伝競走大会の開催に当たり、どのような工夫をされるのか問う。	

個人第20号 氏 名 大上 利幸

質問項目 No. 1	(株) オアシス小牧について	備考
要旨	小牧オアシスはNHKのクローズアップ現代でも放映され、地元ではとても良い施設ができると大きな期待を寄せていました。しかし、令和7年10月28日の読売新聞では「小牧オアシス凍結状態 資材高騰工事止まる 業者との契約トラブルも」の見出しとその記事内容から多くの東部市民が落胆されていたため、昨年12月に質問させていただきました。今回は、令和8年6月27日の中日新聞での「小牧オアシス2.4億円追徴 名古屋国税局指摘 消費税を不正還付」「悪質税逃れ 資金難の果て 事業費膨張44億円→140億円」の見出しとその記事内容から東部市民の落胆はさらに大きくなっているため、質問させていただきます。 (1) (株) オアシス小牧の資力及び信用の確認について - ア 今回の報道を受け、名古屋国税局に追徴課税された2.4億円の納税の確認をされているのか伺います。 - イ 資力の観点から、事業費44億円から140億円へ膨張した説明を受けていたのか伺います。 - ウ 資力の観点から、資金計画書により当該開発行為の施行に関する収支を過当に見積もっていたのを確認できていなかったのではないかと伺います。 - エ 信用の観点から、地元住民への説明会の要請は行われたのか伺います。 (2) 工事施行者の能力の確認について - ア 当初確認された工事施行者はどこの企業か伺います。 - イ 引き継いだ業者はどこの企業か伺います。 (3) 小牧オアシスについて (株) オアシス小牧の資金繰りが悪化している状況ですが、開業はいつになるのか伺います。	

– 121 –